

**平成 28（2016）年度**  
**第 3 次枚方市男女共同参画計画**  
**アクションプログラム進捗状況**

**平成 30（2018）年 1 月**  
**枚 方 市**

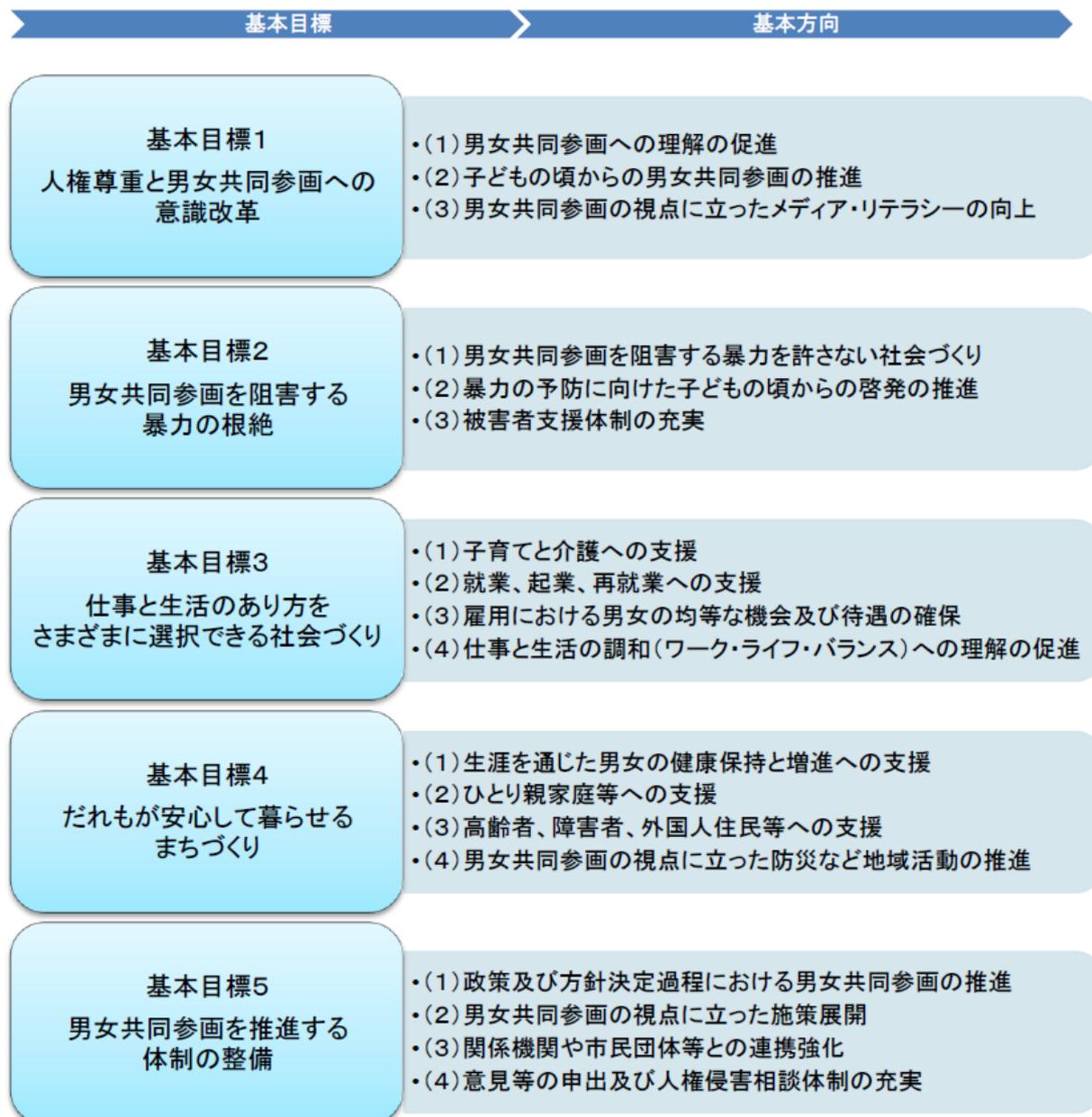
# も く じ

もくじ	1
I 第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの概要	2
II アクションプログラム	
平成28（2016）年度の取り組みについて	4
第3次枚方市男女共同参画計画の目標の推進状況と指標の推移	5
平成28（2016）年度に取り組んだ内容	10
<u>基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革</u>	
基本方向（1）男女共同参画への理解の促進	10
基本方向（2）子どもの頃からの男女共同参画の推進	13
基本方向（3）男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上	18
<u>基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶</u>	
基本方向（1）男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり	19
基本方向（2）暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進	21
基本方向（3）被害者支援体制の充実	24
<u>基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり</u>	
基本方向（1）子育てと介護への支援	29
基本方向（2）就業、起業、再就業への支援	36
基本方向（3）雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保	39
基本方向（4）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解の促進	40
<u>基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり</u>	
基本方向（1）生涯を通じた男女の健康保持と増進への支援	41
基本方向（2）ひとり親家庭等への支援	47
基本方向（3）高齢者、障害者、外国人住民等への支援	53
基本方向（4）男女共同参画の視点に立った防災など地域活動の推進	58
<u>基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備</u>	
基本方向（1）政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進	59
基本方向（2）男女共同参画の視点に立った施策展開	61
基本方向（3）関係機関や市民団体等との連携強化	62
基本方向（4）意見等の申出及び人権侵害相談体制の充実	63



## 4. 計画の体系

男女共同参画社会の実現に向けた本計画の基本理念			
すべての市民に関わる課題としてとらえること	一人ひとりが、自ら、さまざまな選択ができること	あらゆる人権侵害を許さないこと	仕事と生活の調和の実現を図ること



## Ⅱ アクションプログラム

### 平成 28（2016）年度の取り組みについて

本市では、性別にかかわらず、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、枚方市男女共同参画推進条例に基づいた平成 28 年度を始期とする第 3 次枚方市男女共同参画計画（計画期間：平成 28～37 年度）を策定しました。本計画は、平成 27（2015）年 9 月に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく市町村推進計画としても位置づけられています。

計画の開始年度となる平成 28（2016）年度については、3月に本市の男女共同参画の拠点施設である男女共生フロア・ウィルをサンプラザ 3 号館 4 階に移転し、利便性向上をはかりました。今後は推進機能の更なる充実を目指します。

男女共同参画への理解促進のため、様々な市民向け講座などを実施したほか、平成 19（2007）年度に開始した「ウィル・フェスタ」を市民参画型啓発事業としてリニューアルし、女性の起業支援のための出店体験コーナーや性の多様性への理解を促進するための市民団体によるパネル展示を行うなど、より一層市民が主体的に参画できるイベントとしました。

配偶者等からの暴力（DV）の支援については、本市の DV 専門相談窓口である枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」において各関係機関と連携し実施しました。平成 28（2016）年度は延べ 1,600 件（前年比約 1.3 倍）の相談があり、市民に身近な相談窓口として被害者支援に努めました。

また、DV を含む暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発として、平成 26（2014）年度より実施している DV 予防教育プログラムを市内の小学校 7 校で行ったほか、中学生向けのデート DV 防止ハンドブックを作成し、中学校での授業に活用するなど、DV の被害者も加害者も生みださない、暴力を容認しない社会づくりに向けて、引き続き取り組みました。

今後もすべての市民が互いに人権を尊重し合い、責任を分かち合い、さまざまな選択が性別によって制限されることのない豊かな社会の実現を目指し、取り組みを進めていきます。

### 第3次枚方市男女共同参画計画の目標の推進状況と指標の推移

- 基本目標ごとに、その推進状況を数値で客観的に把握するために指標を設定しました。  
数値は、「男女共同参画にかかる市民アンケート調査」と枚方市総合計画の施策指標等のデータから収集しました。
- 市民アンケート調査実施年度：平成26（2014）年度

※平成32（2020）年度が目標の最終年度であるため、具体的な目標値が示されているものは数値で、目指すべき方向は「増加」、「減少」と示す。  
市の施策評価で目標値が示されているものについては数値も合わせて掲示。

基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革		出典	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020) 目標
指標 1	男女の平等感 ■社会全体で男女が平等であると思う人の割合	市民アンケート (一般)	女性 8.7% 男性 21.7% (平成26 (2014)年度)	—				増加
指標 2 ①	固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合 ■「男は仕事、女は家庭」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合	市民アンケート (一般)	女性 56.0% 男性 45.6% (平成26 (2014)年度)	—				増加
指標 2 ②	■「子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで、子どもの世話をしたほうがよい」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合	市民アンケート (一般)	女性 23.9% 男性 18.9% (平成26 (2014)年度)	—				増加
指標 2 ③	■料理、掃除、洗濯などの家事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合	市民アンケート (学生)	<小学生> 女子 59.6% 男子 50.8% <中学生> 女子 63.9% 男子 54.3% <高校生> 女子 78.9% 男子 57.5% <大学生> 女子 86.2% 男子 64.8% (平成26 (2014)年度)	—				増加
指標 2 ④	■子どもが小さいときの子育てを「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合	市民アンケート (学生)	<小学生> 女子 63.2% 男子 56.1% <中学生> 女子 72.2% 男子 61.5% <高校生> 女子 83.1% 男子 66.5% <大学生> 女子 87.2% 男子 73.6% (平成26 (2014)年度)	—				増加

基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革		出典	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020) 目標
指標 2 ⑤	固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合 ■お金を稼ぐ仕事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合	市民アンケート (学生)	<小学生> 女子 47.1% 男子 35.2% <中学生> 女子 54.6% 男子 32.7% <高校生> 女子 66.5% 男子 37.2% <大学生> 女性 73.4% 男性 40.8% (平成 26 (2014)年度)	—				増加
指標 3	「男女共同参画社会」の認知度 ■「男女共同参画社会」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	市民アンケート (一般)	女性 54.3% 男性 69.3% (平成 26 (2014)年度)	—				増加
指標 4	「女子差別撤廃条約」の認知度 ■「女子差別撤廃条約」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	市民アンケート (一般)	女性 42.3% 男性 50.7% (平成 26 (2014)年度)	—				増加
基本目標 2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶		出典	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020) 目標
指標 5 ①	DV に対して誤った認識をしている人の割合 ■「暴力を受けている人は逃げようと思えば、いつでも逃げ出せるはず」と考える人の割合	市民アンケート (一般)	女性 16.1% 男性 22.3% (平成 26 (2014)年度)	—				減少
指標 5 ②	■「暴力をふるわれた人にも、何らかの原因があるので、暴力をふるう人を一方的には責められない」と考える人の割合	市民アンケート (一般)	女性 10.8% 男性 19.2% (平成 26 (2014)年度)	—				減少
指標 6 ①	DV を正しく理解している人の割合 ■夫婦間における「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたり、ひきずりまわしたりする」行為を「どんな場合でも暴力にあたると思う」人の割合	市民アンケート (一般)	女性 92.0% 男性 88.7% (平成 26 (2014)年度)	—				増加
指標 6 ②	■夫婦間における「大声でどなったり、なぐるふりをして相手を脅したりする」行為を「どんな場合でも暴力にあたると思う」人の割合	市民アンケート (一般)	女性 68.9% 男性 53.8% (平成 26 (2014)年度)	—				増加
指標 7 ①	デート DV に対する認識 ■男女交際について「相手がいやがっているのに無理やりキスしたり、体をさわったりする」行為を「へんだと思う」人の割合	市民アンケート (学生)	<中学生> 女子 95.4% 男子 94.2% <高校生> 女子 96.4% 男子 91.4% (平成 26 (2014)年度)	—				増加
指標 7 ②	■男女交際について「友人とのつきあいをいやがったり、禁止したりする」行為を「へんだと思う」人の割合	市民アンケート (学生)	<中学生> 女子 89.7% 男子 83.2% <高校生> 女子 92.9% 男子 87.2% (平成 26 (2014)年度)	—				増加

基本目標 2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶		出典	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020) 目標
指標 8	「デート DV」の認知度 ■「デート DV」という言葉を「知っている」又は「聞いたことがある」人の割合	市民アンケート (学生)	<中学生> 女子 32.0% 男子 19.8% <高校生> 女子 89.0% 男子 77.1% <大学生> 女性 75.5% 男性 64.8% (平成 26 (2014) 年度)	—				増加
指標 9	過去 1 年間に配偶者からの暴力を経験した人の割合 ■過去 1 年間に配偶者から身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれかを受けたことがある人の割合 ※別居中の配偶者、元配偶者(離別、死別した相手)も含む	市民アンケート (一般)	●身体的暴力 女性 12.0% 男性 9.0% ●精神的暴力 女性 17.1% 男性 12.7% ●性的暴力 女性 9.7% 男性 3.9% (平成 26 (2014) 年度)	—				減少
指標 10	交際相手からの暴力を経験した人の割合 ■身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれかを受けたことがある人の割合	市民アンケート (一般)	●身体的暴力 女性 12.0% 男性 9.0% ●精神的暴力 女性 17.1% 男性 12.7% ●性的暴力 女性 9.7% 男性 3.9% (平成 26 (2014) 年度)	—				減少
指標 11	DV 相談窓口の周知度 ■DV 被害を受けたときの相談窓口をひとつも知らない人の割合	市民アンケート (一般)	女性 5.7% 男性 5.4% (平成 26 (2014) 年度)	—				減少
指標 12	枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」の周知度 ■「枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	市民アンケート (一般)	女性 34.2% 男性 20.0% (平成 26 (2014) 年度)	—				増加
指標 13	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)の認知度 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	市民アンケート (一般)	女性 87.7% 男性 88.2% (平成 26 (2014) 年度)	—				増加
基本目標 3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり		出典	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020) 目標
指標 14	安心して子育てできる環境が整っているか ■枚方市は安心して子育てできる環境が整っていると感じている人の割合	施策指標 (市民意識調査)	37.9%	—				42.9% <sup>2</sup> (平成 31 (2019) 年度)

<sup>2</sup> 指標番号 14 及び 20 については、枚方市総合計画の施策指標を採用したため、それに合わせて平成 31 (2019) 年度の目標値を記載

基本目標 3 仕事と生活のあり方をさまざまに 選択できる社会づくり		出典	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020) 目標
指標 15	保育所等利用待機児童数 ■国の定義による保育所等の利用待機 児童数 (4月1日現在)	施策 指標	36 人	0 人				0 人
指標 16	留守家庭児童会室待機児童数 ■留守家庭児童会入室の待機児童数 (前年度1月末現在)	施策 指標	0 人	1 人				0 人
指標 17	介護保険施設等の施設数 ■特別養護老人ホームなど介護保 険施設等の施設数	施策 指標	81 施設	81 施設				89 施設
指標 18	育児休業を取得した男性職員数 ■市役所における育児休業を取得 した男性職員数(累計)	施策 指標	13 人	17 人				17 人
指標 19	ワーク・ライフ・バランスの認知度 ■「ワーク・ライフ・バランス」という言 葉を「見たり聞いたりしたことがある」 人の割合	市民アン ケート (一般)	女性 40.4% 男性 45.1% (平成 26 (2014)年度)	—				増加
基本目標 4 だれもが安心して暮らせるまちづく り		出典	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020) 目標
指標 20	安心して妊娠、出産できる環境が整っ ているか ■枚方市は安心して妊娠、出産でき る環境が整っていると感じている人 の割合	施策 指標 (市民意 識調査)	37.3%	—				42.3% (平成 31(2019) 年度)
指標 21	乳がん、子宮頸がん検診受診率 ■乳がん検診対象者:40 歳以上の女性 (2年に1回の受診) 子宮頸がん検診対象者:20 歳以上の女 性	保健セン ター データ	乳がん 19.2% 子宮頸がん 23.3%	乳がん 16.0% 子宮頸がん 16.6%				乳がん 50.0% 子宮がん 50.0%
指標 22	妊娠 11 週以下での妊娠の届出率 ■妊娠 11 週以下での妊娠の届出数 ／全届出数	施策 指標	95.1%	95.3%				96.0%
指標 23	特定健康診査受診率 ■高齢者の医療の確保に関する法律に 定める特定健康診査の受診者／対象 者(国民健康保険に加入する 40 歳以 上 75 歳未満の者)	施策 指標	32.2% (9 月末時点暫定 値)	33.3% (速報値)				60.0%
指標 24	こころの病気に関する相談窓口の周 知度 ■こころの病気に関する相談窓口を知っ ている人の割合	施策 指標 (市民意 識調査)	23.7%	—				増加
指標 25	ひとり親家庭の自立支援に関する給 付金受給者のうち就職した人数 ■ひとり親家庭を対象とした自立支援教 育訓練給付金や高等職業訓練促進給 付金の受給者のうち就職した人数 (累計)	施策 指標	13 人 (平成 26 (2014)年度)	19 人				84 人
指標 26	枚方市防災会議の女性委員の割合 ■枚方市防災会議の委員に占める女性 の割合 (目標値:第4次男女共同参画基本計 画「成果目標」より)	施策 指標	7.5%	10.3%				10.0%(早 期)、更に 30.0%を 目指す

基本目標 5 男女共同参画を推進する体制の整備		出典	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020) 目標
指標 27	管理職に占める女性の割合 ■市役所における女性管理職／全管理職	施策 指標	21.7%	21.6%				30.0%
指標 28	審議会等への女性委員登用率 ■市役所における女性委員比率が 35.0%を達成している審議会等／全審議会等	施策 指標	52.5%	50.8%				100%

#### ■男女共同参画に関する市民アンケート調査（一般）の実査概要

項目	内容
調査期間	平成 26 (2014) 年 11 月 15 日～11 月 30 日
調査方法	郵送による配布、回収
調査対象	枚方市内在住の満 20 歳以上の男女 2,000 人
対象者区分（年齢）	20 歳代・30 歳代・40 歳代・50 歳代・60 歳以上（5 区分）
回答者数	833 人
回収率	41.7%

#### ■男女共同参画に関する市民アンケート調査（学生）の実査概要

項目	対象			
	小学生	中学生	高校生	大学生
調査期間	平成 26 (2014) 年 11 月 13 日～12 月 11 日			
調査方法	学校を通じた調査票の配布、回収			
調査対象	市立小学校に通う 小学 5 年生	市立中学校に通う 中学 2 年生	市内の高校に通う 学生	市内の大学に通う 学生
標本数	492 人	415 人	604 人	220 人

#### ■市民意識調査の実査概要

項目	内容
調査期間	平成 27 (2015) 年 11 月 2 日～11 月 16 日
調査方法	郵送による配布、回収
調査対象	枚方市内在住の満 20 歳以上の男女 2,500 人
対象者区分（年齢）	20 歳代・30 歳代・40 歳代・50 歳代・60 歳代・70 歳代・80 歳以上（7 区分）
回答者数	1,361 人
回収率	54.4%

## 平成 28（2016）年度に取り組んだ内容

### 基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

#### 基本方向（1）男女共同参画への理解の促進

##### 取り組み概要

- ・ 男女共同参画の意義を周知し、固定的な性別役割分担意識<sup>3</sup>の解消に向けた啓発を行います。
- ・ 男女共同参画の裾野を広げるため、男性の意識改革に向けた男女共同参画の意義についての広報や啓発を行います。
- ・ 国際社会の男女共同参画に関する動きや多様な文化について、理解促進に向けた施策を推進します。
- ・ 性の多様性への理解促進に向けた施策を推進します。
- ・ NPO、市民団体、PTA、事業所との連携を図り、多方面から施策を推進します。
- ・ 推進のための拠点施設である男女共生フロア・ウィルの機能の充実に努めます。

##### 取り組みのまとめ

多くの市民に、男女共同参画に関する様々な問題に気づき、理解してもらうために、講演会や講座、映画会などを開催するとともに、NPO、市民団体、PTA、事業所と連携し、男女共生フロアや各事業関連のリーフレット・情報誌の配布を行った。

番号	1
所管課	人権政策室
取り組み名	男女共同参画啓発事業
アクションプログラムの取り組み内容	性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成に向け、講演会や講座などを通して、男女共同参画への理解を深めるとともに、男女共同参画社会基本法をはじめとする関係法令などの周知を図る。
取り組み実績	男女共同参画への理解を促進するため、男女共同参画週間事業「スポーツから考える男女共同参画～強くやさしい社会の実現に向けて～」(103 人)をはじめとした各種啓発講座(16 回・378 人)や、市民団体参加の実行委員会形式で市民参画型啓発事業「ウィル・フェスタ」(1,004 人)を開催した。また、各種講座開催時にリーフレット「男女共同参画推進条例のあらまし」を配布するなど、周知に努めた。

<sup>3</sup> 男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」などは固定的な考え方により、男性、女性の役割を決めている例である。

番号	2
所管課	人権政策室
取り組み名	男性に対する啓発 [施策番号1と関連]
アクションプログラムの取り組み内容	講演会や講座の実施、リーフレットや情報誌の配布などを通して、男女共同参画が男性自身に関わる重要な問題であるとの認識が男性にも深まるように取り組む。
取り組み実績	より多くの男性が参加できるよう、男女共同参画週間事業「スポーツから考える男女共同参画～強くやさしい社会の実現に向けて～」(103人うち男性35人)では元オリンピック選手による講演会を土曜日に実施した。

番号	3
所管課	人権政策室
取り組み名	市民参画型啓発事業
アクションプログラムの取り組み内容	市民、市民団体等の視点やアイデアを取り入れた事業を通して、幅広い市民の男女共同参画意識の醸成を図る。
取り組み実績	市と市民による実行委員会により企画・運営を行うウィル・フェスタにおいて、男女共同参画に関するコンサート・映画会のほか市民団体・個人による展示や講座を行い、市民が男女共同参画について主体的に考える場とした。 ウィルdeインストラクター(市民の活動発表・講座)参加団体 6組 ウィルdeオーナー(市民による展示)参加団体 8組

番号	4
所管課	人権政策室
取り組み名	男女共生フロア等における各種相談事業
アクションプログラムの取り組み内容	性差に基づく固定的な役割分担意識などを見直し、本人の持つ力を引き出して、自分で問題解決ができるような援助を提供するため、男女共生フロア・ウィルにおいて、女性を対象に電話相談、面接相談、法律相談を実施する。また、人権なんでも相談の一環として男性のための相談を実施する。
取り組み実績	男女共生フロア・ウィルの女性相談として、電話相談 521件、面接相談 439件、法律相談 121件を実施した。人権なんでも相談における男性相談は 7件(うち DV に関わる相談 2件)であった。

番号	5
所管課	人権政策室
取り組み名	男女共同参画に関する国際理解と多文化理解の促進
アクションプログラムの取り組み内容	リーフレットの活用、講座の実施などを通して、男女共同参画に関する国際的な動向や多文化への理解を促進する。
取り組み実績	市民参画型男女共同参画啓発事業「ウィル・フェスタ」において、サウジアラビア人の女性監督が戒律の厳しい同国の中で前向きにたくましく生きる少女の姿を描いた映画「少女は自転車にのって」(2回上映・113人)の上映会を開催した。

番号	6
所管課	人権政策室
取り組み名	性の多様性に関する理解の促進
アクションプログラムの取り組み内容	リーフレットの活用、講座の実施などを通して、性の多様性に関する理解を促進する。
取り組み実績	市民参画型男女共同参画啓発事業「ウィル・フェスタ」において、当事者である市民団体による講座「性別って2つだけ？～LGBTって何のこと？～」を実施したほか、同団体によるパネル展示を行った。また、男性として生きること違和感を感じ、女性になることを切望する画家と、葛藤しながらも彼のすべてを受け入れる妻を描いた映画「リリーのすべて」(2回上映・121人)を上映し、多様な性のあり方を尊重し、誰もが自分らしく生きられる社会について考える機会とした。

番号	7
所管課	人権政策室
取り組み名	NPO、市民団体、PTA、事業所との連携による啓発
アクションプログラムの取り組み内容	NPO、市民団体、PTA、事業所などと連携し、リーフレット、情報誌などを活用し男女共同参画への理解を促進する。
取り組み実績	市民団体が実行委員として参加するウィル・フェスタにおいて、男女共同参画を目指す情報誌「モアメイム」を配布するほか、枚方事業所人権推進連絡会(129か所)に対し、ワーク・ライフ・バランス啓発リーフレットなどを配布し、関連情報の提供を行った。

番号	8
所管課	人権政策室
取り組み名	男女共生フロアの周知
アクションプログラムの取り組み内容	広報、ホームページ、リーフレットなどを活用し、男女共生フロアの機能及び事業についての周知を図る。
取り組み実績	「広報ひらかた」やホームページにおいて、男女共同参画週間事業、女性に対する暴力をなくす運動週間事業、その他の啓発講座について周知を図った。また、リーフレット「女性のための相談案内」・男女共同参画を目指す情報誌「モアメイム」・男女共生フロアだよりなどの配布を行い、男女共生フロア事業の周知を図った。平成29年3月の移転に伴い、男女共生フロアの案内リーフレットを作成し、配布を行った。

## 基本方向（２）子どもの頃からの男女共同参画の推進

### 取り組み概要

- ・ 保育所（園）等、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、人権尊重を基盤とする男女平等観の形成に向けた保育、教育、学習を推進します。
- ・ 家庭、保育所（園）等、学校園、地域の連携のもと、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、個性を伸ばす施策を推進します。
- ・ 学校において、管理職に占める女性の割合を上昇させるなど、学校運営における方針決定の場への女性参画を促進します。
- ・ 保育及び教育現場において、教材や玩具などを男女共同参画の視点から点検し、改善に努めます。
- ・ 男女平等観の形成に向けた保育、教育、学習を推進するため、保育士や教職員に対する研修に取り組みます。
- ・ 男女共同参画の視点に立った家庭教育及び学習を推進するため、保護者に対する意識醸成を図ります。

取り組みのまとめ
市内の保育所（園）・学校園において、子どもが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、主体的に学び、行動する姿勢を育むよう取り組んだ。また、保育士や教員に人権研修を行うとともに、家庭における教育を支援するため、市民向けの各種講座を開催した。

番号	9
所管課	子育て事業課、子育て運営課
取り組み名	男女共同参画を推進するための保育
アクションプログラムの取り組み内容	人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を図るための保育を推進する。
取り組み実績	保育士等との信頼関係を基盤に一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信を持つことができるよう成長の過程を見守り適切に働きかけた。

番号	10
所管課	児童生徒支援室
取り組み名	男女共同参画を推進するための教育
アクションプログラムの取り組み内容	市の人権教育基本方針に基づき、学校園で人権教育推進計画を策定し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を図るための教育を推進する。
取り組み実績	全小中学校に男女平等教育推進のための校内組織を設置している。また、各教科、道徳、総合的な学習の時間、進路指導、生徒指導等、学校教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階、実態に応じた男女平等教育の推進を図った。

番号	11
所管課	子育て事業課、子育て運営課
取り組み名	性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれない保育 [施策番号9と関連]
アクションプログラムの取り組み内容	保育所(園)等での保育活動を通じて、男女の役割についての固定的な考え方にとらわれず、子どもたち自身の個性を伸ばす保育を行う。
取り組み実績	おおむね3歳頃より、性別を意識するようになり、自我が成長していく時に、男の子だから女の子だからといった大人からの働きかけをしないような保育を行った。

番号	12
所管課	児童生徒支援室、教育指導課
取り組み名	性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれない教育 [施策番号10と関連]
アクションプログラムの取り組み内容	学校園での教育活動を通じて、男女の役割についての固定的な考え方にとらわれず、子どもたち自身が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む。
取り組み実績	<p><b>【児童生徒支援室】</b> 男女共同参画社会の実現に向け、性別にかかわらず個々の違いを認め合い、自他共に尊重しながら問題を解決する力を身につけることを目的に、各教科、道徳、総合的な学習の時間、進路指導、生徒指導等、学校教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階、実態に応じた男女平等教育の推進を図った。</p> <p><b>【教育指導課】</b> 全市立学校園における全ての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれない姿勢を育む取り組みを推進した。</p> <p>小学校では、第5・6学年の家庭科の学習時間において、家庭の仕事を考える、調理実習、ソーイング等、中学校では、家庭科の学習時間において、布を用いた物の制作・衣服の手入れ、調理実習等を学習した。</p>

番号	13
所管課	児童生徒支援室
取り組み名	職場体験学習 [施策番号10と関連]
アクションプログラムの取り組み内容	適切な勤労観、職業観の育成をねらいとするキャリア教育の一環として、職場体験学習を中学校の教育活動に位置付け、市内すべての中学校において実施し、子どもが性別にかかわらず将来への夢や抱負を持ち、学習への意欲を高める態度を育む。
取り組み実績	全中学校が職場体験学習を実施し、男女が参画し、働くことの意義を考え、将来の夢や抱負を育むために取り組んだ。

番号	14
所管課	教育指導課
取り組み名	「性」に関する学習 [施策番号 10 と関連]
アクションプログラムの取り組み内容	各学校の保健の授業などにおいて、子どもの発達段階に応じ、保護者の理解を得ながら実施する。
取り組み実績	小学校では、思春期に起こる体や心の変化について、中学校では、相手の気持ちを傷つけたり、望まない妊娠を招くことのないよう、異性の尊重と性情報への対処や性感染症の予防などについて、学習指導要領に基づき、保健体育等の授業の中で学習を行った。

番号	15
所管課	子育て運営課、児童生徒支援室
取り組み名	男女共同参画の視点に立った教材、玩具等の点検
アクションプログラムの取り組み内容	性別に基づく固定的な役割分担意識を助長することのないよう、教材や玩具などを男女共同参画の視点から点検する。
取り組み実績	<p>【子育て運営課】 性別に基づく固定的な役割分担意識を助長することがないよう、教材や玩具などを点検した。</p> <p>【児童生徒支援室】 児童・生徒の発達段階や実態に応じた人権教育のさらなる推進のため、新たな人権課題を含む教材集・資料を配付した。</p>

番号	16
所管課	子育て事業課、子育て運営課
取り組み名	保育士に対する研修
アクションプログラムの取り組み内容	人権尊重を基盤とした男女平等への理解を深めるため、保育士に対する研修を行う。
取り組み実績	「枚方市就学前人権研修」を行い、保育の質の向上とどの子ども等しく大事にされる保育をめざす研修を実施した。

番号	17
所管課	児童生徒支援室、教育研修課
取り組み名	教職員に対する研修
アクションプログラムの取り組み内容	人権尊重を基盤とした男女平等への理解を深めるため、教職員に対する研修を行う。また、人権教育リーフレットや人権学習のための資料集 DVDなどを配付・活用し、人権意識の向上を図る。
取り組み実績	<p>【児童生徒支援室】</p> <p>学校園で幼児・児童・生徒の指導に活かせるよう、教職員を対象として、教育研修課と連携し、様々な人権教育研修を行った。また、担当指導主事が講師として校内研修を実施した。</p> <p>【教育研修課】</p> <p>人権教育研修 講義「共に学び、共に生きる学校づくり」「同和教育の原理をふまえた多様性教育」(延べ133人)。初任者・新規採用事務職員、新規採用養護教諭、新規採用幼稚園教諭・新規採用教員 講義「体罰の根絶について」「人権教育について考える」「人権教育の推進と様々な人権課題」「『生徒指導』～生徒指導の基本的な考え方～」(延べ309人)。市費負担教員研修 講義「『生徒指導』いじめ防止・早期発見・解消・保護者との関わり方」(44人)。2年目小中学校教員 講義「いじめの未然防止、早期発見・解消及び体罰の根絶」(109人)。5年目小中学校教員研修 講義「いじめの未然防止、早期発見・解消及び体罰の根絶」(67人)。管理職研修 講義「いじめ問題と危機管理」「教職員に対する服務規律の指導及びパワー・ハラスメントの禁止」「『人権力を育む学校づくり』～これからの学校管理職に求められるもの～」「『人権教育における諸課題』いじめにエスカレートさせないための生徒指導」(延べ158人)。</p>

番号	18
所管課	社会教育課
取り組み名	PTA 活動における男女共同参画の促進
アクションプログラムの取り組み内容	男女ともに PTA 活動への参画を促し、男女共同参画の視点に立った活動を促進する。
取り組み実績	市の男女共同参画の推進への取り組みについて、枚方市 PTA 協議会に説明し、理解を求めた。

番号	19			
所管課	教職員課			
取り組み名	学校における方針決定の場への女性参画の促進			
アクションプログラムの取り組み内容	学校運営において、女性管理職の割合の増加及び首席、主任への積極的な活用など、学校における方針決定の場への女性の参画を促進する。			
取り組み実績	平成 28(2016)年度教職員の人事異動において、女性管理職としては小学校の校長に 1 人、教頭に 2 人、中学校の教頭に 1 人任用された。その結果小中学校における女性管理職は以下のとおりとなる。 小学校 45 校中、校長 9 人・教頭 12 人 中学校 19 校中、校長 1 人・教頭 2 人 今後も方針決定の場への女性参画を促進するよう、校長会や教頭会での説明、指導主事による各学校へのヒアリングなどを通じて働きかけをおこなっていく。			
管理職の女性比率 (4 月 1 日現在)	H28(2016)年度			
	22.6%			

番号	20			
所管課	社会教育課			
取り組み名	家庭教育支援事業			
アクションプログラムの取り組み内容	家庭は子どもの人格形成にとって大きな影響を及ぼすため、親のあり方・子育てに関する講座や、子育て中の親同士の交流を促進する事業の実施などを通して、家庭教育を支援する。			
取り組み実績	自分の子育てを振り返る機会を提供し、“気づき”を促すために開催した「子育て応援・親学習講座」(4 回・延べ 24 人)、思春期の子どもと親の関わり方について学ぶ「親を考えるセミナー」(7 人)、「思春期セミナー」(11 人)、主として父親の家庭教育への参加を促す事業として「親子であそぼう！カンタン！よく飛ぶ！スーパー竹とんぼ！」(36 人(うち父親 5 人))、「親子であそぼう！わくわく！どきどき！楽しい科学あそび」(38 人(うち父親 5 人))を開催した。			

番号	21			
所管課	人権政策室			
取り組み名	男女共同参画啓発事業 [再掲1]			
アクションプログラムの取り組み内容	性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成に向け、講演会や講座などを通して、男女共同参画への理解を深めるとともに、男女共同参画社会基本法をはじめとする関係法令などの周知を図る。			
取り組み実績	男女共同参画への理解を促進するため、男女共同参画週間事業「スポーツから考える男女共同参画～強くやさしい社会の実現に向けて～」(103 人)をはじめとした各種啓発講座(16 回・378 人)や、市民団体参加の実行委員会形式で市民参画型啓発事業「ウィル・フェスタ」(1,004 人)を開催した。また、各種講座開催時にリーフレット「男女共同参画推進条例のあらまし」を配布するなど、周知に努めた。			

### 基本方向（3）男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシー<sup>4</sup>の向上

#### 取り組み概要

- ・ メディア・リテラシーの向上に向けて、講座などを開催するとともに、学校教育においても施策を推進します。
- ・ 広報や出版物などの市の情報発信において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画の視点に立った、ふさわしい表現を推進します。

取り組みのまとめ
ネットワークメディアの利用に対するリテラシー向上のため、市民対象の講座を実施したほか、人権教育の取り組みを推進するための教職員研修を実施した。また、市の情報発信において、固定的な性別役割分担意識を助長する表現を使用しないように注意するとともに、他機関から送付された掲示物等についても点検した。

番号	22
所管課	人権政策室、児童生徒支援室
取り組み名	メディア・リテラシーの向上に関する啓発
アクションプログラムの取り組み内容	啓発講座や学校教育を通じて、メディア・リテラシーの育成に努める。
取り組み実績	<p>【人権政策室】</p> <p>DV被害者支援対策事業として、「ネットに潜む危険性～被害を防ぐために自分自身でやるべきこと～」(24人)において、ネット被害の実情について学び、メディア・リテラシー向上の必要性を伝えた。</p> <p>【児童生徒支援室】</p> <p>初任者研修や人権教育担当者研修等で教員のメディア・リテラシーの向上を図り、人権教育に関する情報を効果的に情報発信し、学校内において、児童生徒のメディア・リテラシー育成に資する人権教育の取組を推進するように周知徹底した。</p>

番号	23
所管課	全課
取り組み名	男女共同参画の視点に立った表現の推進
アクションプログラムの取り組み内容	市の情報発信を、男女共同参画の視点から確認し、性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれない表現を推進する。
取り組み実績	ホームページへの情報掲載やポスター、パンフレット、説明会資料などの配布物を作成する場合、内容に性差別や固定的な性別役割分担を助長する文章表現や写真、イラストなどを使用しないよう注意するとともに、各機関等より送付される掲示物や配布物などについても性別に基づく偏った文章表現が無いか、写真やイラストなどが使われていないかを確認し掲示等を行った。

<sup>4</sup> メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアから情報を収集し活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを行う能力の3つを構成要素とする複合的な能力。

## 基本目標 2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

### 基本方向 (1) 男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり

#### 取り組み概要

- DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人からの暴力）などの防止啓発
  - ・ DVなどの性別による差別に基づく暴力を身近な問題として考え、暴力を許さない社会づくりに向けた意識醸成を図るため、市民への啓発に努めます。
  - ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）などの関係法令について、周知に努めます。
  - ・ 被害者の発見において役割が期待される、医療及び保健関係者への周知に努めます。
  - ・ 被害者の子どもが適切な配慮を受けられるよう、保育及び教育関係者への周知に努めます。
  
- 子どもに対する性的な暴力の防止啓発
  - ・ 児童ポルノや児童買春などを含め、子どもに対する性的な暴力の防止啓発に取り組みます。
  - ・ 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の周知に努めます。
  - ・ 子どもたちの自尊感情を育むとともに、被害にあった場合には、一人で抱え込まず相談できるよう、教育や啓発に取り組みます。[関連：基本方向(2) 暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進]
  
- 職場や学校におけるハラスメントの防止啓発
  - ・ 職場におけるセクシュアルハラスメントなどに対する認識と理解を深めるため、事業所などに対する啓発に取り組みます。
  - ・ 学校におけるセクシュアルハラスメントなどに対する認識と理解を深めるため、教職員に対する啓発に取り組みます。
  - ・ セクシュアルハラスメント対策などについて、事業所での対応策の確立に向けた支援を行います。

取り組みのまとめ
男女共同参画社会の推進を阻害する大きな課題である DV、性犯罪、セクシュアルハラスメント、児童虐待などの暴力防止のため、市民向けの講座を実施したほか、医療、保健関係者、保育、教育関係者、事業所に対してリーフレットの配布等を行った。

番号	24
所管課	人権政策室
取り組み名	DVなどの男女共同参画を阻害する暴力の防止啓発事業
アクションプログラムの取り組み内容	DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなどの暴力防止に向け、講演会や講座などを通して、被害と加害の実態に関する理解を深めるとともに、DV防止法をはじめとする、関係法令などの周知を図り、男女共同参画を阻害する暴力の防止を促進する。
取り組み実績	DV 被害者を対象にした DV 被害から回復するための教育プログラム「わがままステーション」(基礎編 6 回・25 人、応用編 3 回・12 人)を実施。また、女性に対する暴力をなくす運動週間事業として、映画「トークバック沈黙を破る女たち」上映会 & トークショー(96 人)のほか、各種啓発講座(4 回・160 人)、職員対象 DV 被害者支援研修(32 人)を開催するとともに、公的施設や商業施設、医療施設及び市内各学校などに、リーフレットやカードを設置し、DV 防止の啓発に努めた。

番号	25
所管課	人権政策室
取り組み名	医療、保健関係者及び保育、教育関係者への周知
アクションプログラムの取り組み内容	枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議 <sup>5</sup> などを通じて、DV 防止や DV 相談窓口について、医療、保健関係者及び保育、教育関係者への周知を図る。
取り組み実績	外部機関および庁内関係部課(25 機関)で構成する枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議を開催し(3 回、研修 1 回)、構成員である医療、保健関係者及び保育、教育関係者への周知を図った。

番号	26
所管課	子ども総合相談センター
取り組み名	児童虐待防止啓発
アクションプログラムの取り組み内容	児童虐待に係る関係機関の連携を深めるとともに、児童虐待防止啓発のポスター、チラシ等の配布や市民向けの研修会を開催し、児童虐待防止への周知を図る。
取り組み実績	児童虐待防止推進月間(11 月)において、市内全保育所(園)・幼稚園及び市立小中学校で啓発ポスターの掲示や、オレンジリボンデザインしたマグネットシートを公用車に貼付して市民への啓発を図ったほか、枚方市駅中央改札口・東口改札口及び枚方 T-SITE 前で、児童虐待防止に関するリーフレットや布製オレンジリボン等を配布するキャンペーンを実施した。また、市民向けの講座を 1 回、子ども総合相談センターのオープニングイベントとして 1 回開催した。

番号	27
所管課	コンプライアンス推進課
取り組み名	セクシュアルハラスメント等防止対策(庁内)
アクションプログラムの取り組み内容	セクシュアルハラスメント防止啓発のため「セクハラ相談のしおり」を配布、掲示するとともに、セクハラ相談窓口の周知を行う。
取り組み実績	「セクハラ相談のしおり」の配布や掲示、グループウェアへの掲載により、セクハラ防止についての啓発及び「苦情相談制度」の周知に努めた。 また、非常勤職員、臨時職員を対象としたアンケートを実施し、職場研修主催者を対象としたパワーハラスメント防止研修を実施した。

<sup>5</sup> DV 被害者支援を円滑に進めるため、平成 14(2002)年5月に設置。大阪府女性相談センター、警察署、消防署をはじめとする関係機関、市の各種相談窓口、福祉部署、保健所、市立ひらかた病院、教育委員会などの代表者と実務者で構成。定期的に連絡会議や研修を実施。

番号	28
所管課	教職員課、児童生徒支援室
取り組み名	セクシュアルハラスメント等防止対策(学校)
アクションプログラムの取り組み内容	セクシュアルハラスメント防止啓発のため全学校園にセクシュアルハラスメント相談窓口を設置し、周知を行う。
取り組み実績	<p><b>【教職員課】</b>            パワーハラスメントについては「枚方市立学校園におけるパワーハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、校内・教職員課・教育文化センターにパワハラ相談窓口を設置し周知を図った。            また、ハラスメント防止啓発に努めるための校内研修を実施するよう指導した。</p> <p><b>【児童生徒支援室】</b>            全学校園において、セクハラ相談窓口を設置し、カードの配付等により、幼児児童生徒および保護者にセクハラ相談窓口の周知を図ったほか、全学校園において、セクシュアルハラスメントの校内研修を行い、防止啓発に努めた。また、指導主事等によるスクールセクハラについての教職員研修を行った。</p>

番号	29
所管課	人権政策室
取り組み名	事業所へのセクシュアルハラスメント対策支援
アクションプログラムの取り組み内容	リーフレットの配布、DVDの貸出などを行なうとともに、セクシュアルハラスメント対応策の確立に向けた支援を行う。
取り組み実績	所蔵する啓発用 DVD の一覧表を市内事業所に送付し、希望に応じて貸し出している。平成 28(2016)年度貸出件数は 1 件。

## 基本方向（２）暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進

### 取り組み概要

- ・ 保育所（園）等、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、暴力を伴わない人間関係の作り方や問題解決の方法を学ぶ保育、教育、学習を推進します。
- ・ 家庭、保育所（園）等、学校園、地域の連携のもと、暴力を許さない地域社会の形成に努めます。
- ・ 中学校、高校、大学などとの連携を図り、若い世代に向けたデートDV<sup>6</sup>の防止啓発に取り組みます。
- ・ 暴力を容認しない社会の形成に向けた保育、教育、学習を推進するため、保育士や教職員に対する研修に取り組みます。
- ・ 暴力を容認しない社会の形成に向けた家庭教育及び学習を推進するため、保護者に対する意識醸成を図ります。

取り組みのまとめ
市内の保育所（園）・学校園において、互いを大切にするための保育や暴力によらない人間関係づくりを進めるための人権教育や教職員研修を行うとともに、市内の中学、高校、大学生に、デートDVに関する相談窓口案内カードやリーフレットを配布し、暴力の予防に向けた啓発を行った。

<sup>6</sup> 恋人同士の間で起きる暴力のこと。

番号	30
所管課	子育て事業課、子育て運営課
取り組み名	自尊感情、他尊感情を育む保育
アクションプログラムの取り組み内容	人権尊重を基盤とした、互いを大切にする態度や人格の育成などを図るための保育を推進する。
取り組み実績	一人一人の子どもが周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自己肯定する気持ちが育まれていく保育を行っている。また、保育を実践できるよう「障害のある子どもたち、気になる子どもたちの将来を見通した保育とは(「自己育ち」を支えるために)」というテーマで保育従事者に研修を実施した。

番号	31
所管課	児童生徒支援室
取り組み名	自尊感情、他尊感情を育む教育
アクションプログラムの取り組み内容	市の人権教育基本方針に基づき、学校園で人権教育推進計画を策定し、人権尊重を基盤とした、互いを大切にする態度や人格の育成などを目指す人権教育を推進する。
取り組み実績	学校園に本市の「学校園の管理運営に関する指針」を通して、人権教育の取組の推進について周知した。また、全学校園で人権教育推進計画を策定し、教職員の指導力向上のための校内研修の充実を図った。

番号	32
所管課	人権政策室、児童生徒支援室
取り組み名	DV予防教育 [施策番号 31 と関連]
アクションプログラムの取り組み内容	男女が対等な存在であるという意識の形成や、暴力を伴わない人間関係の構築に向けて、人権尊重を基盤としたDV予防教育を行う。
取り組み実績	<p>【人権政策室】</p> <p>DV の被害者も加害者も生みださないために、小学 4 年生を対象とした DV 予防教育プログラム「わたしもぼくも☆みんな生き生き」(7 校・544 人)を実施。また、実施校において放課後研修として教職員研修(7 校・200 人)を行った。</p> <p>【児童生徒支援室】</p> <p>男女共同参画社会の実現に向け、性別にかかわらず個々の違いを認め合い、自他共に尊重しながら問題を解決する力を身につける取り組みとして「DV 予防教育プログラム」を実施(7 小学校)した。</p>

番号	33
所管課	人権政策室、児童生徒支援室
取り組み名	デートDV防止啓発
アクションプログラムの取り組み内容	若い世代のデートDVに関する理解を促進するため、教育機関などと連携し、啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図る。
取り組み実績	<p>【人権政策室】</p> <p>デートDV相談案内カードを作成し、市内高校、大学などの教育機関への配布を行った(作成枚数:5,000枚)。また、デートDV防止ハンドブック「あなたと私の心とからだを大切にするために」(4,000部)を作成し、市内中学校の希望校(12校・2470部)に配布し、授業等で活用していただいた。</p> <p>【児童生徒支援室】</p> <p>人権政策室で作成したデートDV防止ハンドブックを希望中学校に配付し、授業で活用する等によって、デートDVに関する理解の促進、相談窓口の周知を図った。</p>

番号	34
所管課	子育て事業課、子育て運営課
取り組み名	保育士に対する研修
アクションプログラムの取り組み内容	男女共同参画を阻害する暴力防止への理解を深めるため、保育士に対する研修を行う。
取り組み実績	男女共同参画を阻害する暴力防止への理解を深めるため、児童虐待問題研修会に参加した職員が各保育所で研修を行った。

番号	35
所管課	児童生徒支援室、教育研修課
取り組み名	教職員に対する研修
アクションプログラムの取り組み内容	男女共同参画を阻害する暴力防止への理解を深めるため、教職員に対する研修を行う。
取り組み実績	<p>【児童生徒支援室】</p> <p>学校園で幼児・児童・生徒の指導に活かせるよう、教職員を対象として、DV予防に関するものも含め、様々な人権教育研修を行った。</p> <p>【教育研修課】</p> <p>初任者・新規採用事務職員、新規採用養護教諭、新規採用幼稚園教諭・新規採用教員 講義「体罰の根絶について」「人権教育について考える」「人権教育の推進と様々な人権課題」「『生徒指導』～生徒指導の基本的な考え方～」(延べ309人)。5年目小中学校教員研修 講義「いじめの未然防止、早期発見・解消及び体罰の根絶」(67人)。管理職研修 講義「教職員に対する服務規律の指導及びパワーハラスメントの禁止」「『人権力を育む学校づくり』～これからの学校管理職に求められるもの～」「『人権教育における諸課題』いじめにエスカレートさせないための生徒指導」(延べ39人)。2年目小中学校教員 講義「いじめの未然防止、早期発見・解消及び体罰の根絶」(109人)。</p>

番号	36
所管課	社会教育課
取り組み名	家庭教育支援事業 [再掲 20]
アクションプログラムの取り組み内容	家庭は子ども的人格形成にとって大きな影響を及ぼすため、親のあり方・子育てに関する講座や、子育て中の親同士の交流を促進する事業の実施などを通して、家庭教育を支援する。
取り組み実績	自分の子育てを振り返る機会を提供し、“気付き”を促すために開催した「子育て応援・親学習講座」(4回・延べ24人)、思春期の子どもと親の関わり方について学ぶ「親を考えるセミナー」(7人)、「思春期セミナー」(11人)、主として父親の家庭教育への参加を促す事業として「親子でつくってあそぼう！カンタン！よく飛ぶ！スーパー竹とんぼ！」(36人(うち父親5人))、「親子であそぼう！わくわく！どきどき！楽しい科学あそび」(38人(うち父親5人))を開催した。

番号	37
所管課	人権政策室
取り組み名	DVなどの男女共同参画を阻害する暴力の防止啓発事業 [再掲 24]
アクションプログラムの取り組み内容	DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなどの暴力防止に向け、講演会や講座などを通して、被害と加害の実態に関する理解を深め、男女共同参画を阻害する暴力の防止を促進する。
取り組み実績	DV被害者を対象にしたDV被害から回復するための教育プログラム「わがままステーション」(基礎編6回・25人、応用編3回・12人)を実施。また、女性に対する暴力をなくす運動週間事業として、映画「トークバック沈黙を破る女たち」上映会&トークショー(96人)のほか、各種啓発講座(4回・160人)、職員対象DV被害者支援研修(32人)を開催するとともに、公的施設や商業施設、医療施設及び市内各学校などに、リーフレットやカードを設置し、DV防止の啓発に努めた。

### 基本方向（3）被害者支援体制の充実

#### 取り組み概要

##### ●安心して相談できる体制の充実

- ・ 被害者が安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、関係機関の相互連携のためのネットワークの強化を図ります。
- ・ 性別、年齢、障害の有無などにかかわらず、安心して相談できる体制を整備します。
- ・ 日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人住民等が安心して利用できる相談体制を整備します。
- ・ 被害にあった子どもが、安心して相談できる体制を整備します。
- ・ 二次加害<sup>7</sup>を防止し適切な支援を行うため、関係機関の職員に対して、被害者支援研修を実施します。

##### ●緊急かつ安全な保護の実施

- ・ 警察署をはじめとする関係機関との連携強化を図り、緊急時の被害者の安全確保に努めます。

<sup>7</sup> DVなどの暴力により、心身ともに傷ついた被害者を、相談や保護等の過程において、暴力被害の特性や被害者の置かれた立場を理解しない関係機関職員などが不適切な発言でさらに傷つけること。

●自立への支援の充実

- ・ 被害者が早期に生活を再建できるよう、関係機関との連携を図り、自立支援及び心理的支援に取り組みます。また、生活再建後も、暴力被害による心身への影響に配慮した支援に努めます。
- ・ 子どもがいる被害者の支援にあたっては、子どもの人権にも配慮した支援に取り組みます。
- ・ 被害者及びその関係者に関する情報については、被害者保護の観点から、適正かつ厳重な取り扱いを徹底します。

●被害者支援のための連携強化

- ・ 関係機関やNPOなどと、適切な役割分担のもと、相互の連携を強化します。
- ・ 児童虐待防止、高齢者虐待防止、障害者虐待防止に関する施策の担当部署と、連携と役割分担を行い、相互の社会資源を活用しながら被害者支援の推進を図ります。

取り組みのまとめ
平成 25(2013)年 4 月に開設した、DV 被害者支援の専門相談窓口である枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」を中心に、DV 被害者支援に努め、相談窓口周知のために相談案内カードやリーフレットを関係窓口に配置した。また、DV 等により、虐待を受けた子どもたちが安心して相談できるための窓口を設置し、支援を行った。DV 被害者支援を円滑に進めるために、外部機関および庁内関係課で構成する「枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議」を定期的に開催し、情報交換を行った。

番号	38
所管課	人権政策室、関係各課
取り組み名	被害者支援体制の充実
アクションプログラムの取り組み内容	早期の発見、相談から安全確保、自立支援まで被害者への切れ目のない支援を行うため、DV被害者の専門相談窓口である枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」を中心として、大阪府女性相談センターや警察署をはじめとする関係機関及び市の関係部署などと連携し、被害者の人権尊重と安全確保を最優先に支援を行う。特に児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待が複合する場合には、警察や関係部署との連絡調整を緊密に行う。また、各機関・部署がDV被害者に対して適切に対応するため、DV対応マニュアルを整備し活用する。
取り組み実績	【人権政策室】 DV 相談については、枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」において、電話相談 993 件、面接相談 607 件の相談があった。また、ひらかた DV 相談室、府女性相談センター、枚方警察署、交野警察署などの外部機関および庁内関係部署で構成する枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議を開催し(3 回、研修 1 回)、被害者支援に関する情報共有、連携強化を図った。また、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待が複合する場合には、子ども総合相談センター、障害福祉室、地域包括ケア推進課との連携にも配慮した。また安全確保については、警察署と緊密に連携をとった。DV 対応マニュアル「ドメスティック・バイオレンス被害者支援のてびき」を作成し、関係機関・部署において周知を図った。

番号	39
所管課	人権政策室
取り組み名	相談窓口のPR
アクションプログラムの取り組み内容	被害者が安心して相談できるよう、相談窓口の一層の周知を図る。
取り組み実績	DV 相談案内カード・デート DV 相談案内カードを、公共施設をはじめ、人権擁護委員会、民生児童委員会、市内各医療機関や高校、大学などの教育機関、市内大型店舗(ビオルネ、京阪百貨店くずは店、アルプラザ枚方店)に配布した(DV相談案内カード5,000枚/デートDV相談案内カード 5,000枚)。また、パープルリボンをデザインしたマグネットシートを公用車に貼付し、市民への相談窓口の周知を図った。

番号	40
所管課	人権政策室
取り組み名	外国語によるDV相談情報の提供
アクションプログラムの取り組み内容	外国語によるDV相談情報を提供するとともに、関係部署と連携し、日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人住民等が安心して相談できる体制づくりを進める。
取り組み実績	市内在住の外国人への DV 被害者支援対策として、外国人向け DV 相談案内リーフレットを DV 関係機関連絡会議構成機関等へ配布した(英語版、韓国・朝鮮語版、中国語版、ポルトガル語版、フィリピン語版、スペイン語版)。外国語での相談については、賑わい交流課との連携や府外国人情報コーナーを活用して対応した。

番号	41
所管課	児童生徒支援室
取り組み名	スクールカウンセラー配置事業
アクションプログラムの取り組み内容	中学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置し、生徒や保護者の悩みや課題の解決に資する。また、中学校区の小学校に対しても、派遣を含めた柔軟な取り組みを展開する。
取り組み実績	府の事業として、全中学校にスクールカウンセラーを配置し、年間 35 回の派遣を行い、児童生徒、保護者、教職員の悩みや課題の解決を図った(4,822 件)。また、小学校に配置している心の教室相談員との中学校区における連絡会も実施した。

番号	42
所管課	児童生徒支援室
取り組み名	心の教室相談員配置事業
アクションプログラムの取り組み内容	小学校の相談体制の充実を図るため、「心の教室相談員」を配置し、児童や保護者の悩みや課題の解決に資する。
取り組み実績	全小学校に、心の教室相談員を配置し、年間 22～35 回の派遣を行い、児童生徒、保護者、教職員の悩みや課題の解決を図った(15,027 件)。また、府の事業として中学校に配置しているスクールカウンセラーとの中学校区における連絡会も実施した。

番号	43			
所管課	児童生徒支援室			
取り組み名	子どもの笑顔を守るコール事業			
アクションプログラムの取り組み内容	幼児、児童、生徒が抱える諸問題の解決や早期発見、早期対応を図るため、総合電話窓口「子どもの笑顔を守るコール」(「いじめ専用ホットライン」と「教育安心ホットライン」)を設置し、電話による教育相談を実施する。			
取り組み実績	幼児・児童・生徒に関する総合電話窓口「子どもの笑顔を守るコール」の周知を行うとともに、教育文化センター内に教育相談員・メンタルヘルス相談員を配置し、電話及び面談による相談体制の充実を図った。			
子どもの笑顔を守るコール相談者数	H28(2016)年度			
	310人			

番号	44			
所管課	子ども総合相談センター			
取り組み名	家庭児童相談事業			
アクションプログラムの取り組み内容	18歳までの子どもと家族の様々な相談に、子ども総合相談センターの専門相談員が対応し、カウンセリングやプレイセラピー <sup>8</sup> などを行う。			
取り組み実績	保護者へのカウンセリングや助言、子どもへのプレイセラピーや心理検査を実施するとともに、児童虐待の防止に努め児童虐待の対応を行った。			
延べ相談件数	H28(2016)年度			
	22,246件			

番号	45			
所管課	人権政策室			
取り組み名	DV被害者支援者研修			
アクションプログラムの取り組み内容	被害者の二次被害防止を含め、DV被害者に対して適切に対応するため、関係部署の職員を対象とした研修を実施する。			
取り組み実績	枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議構成員および市関係課職員を対象とし、DV被害者支援講演会「DV防止に向けて～DV予防教育プログラムを通して～」(32人)を実施したほか、DV予防教育プログラム実施校(7校)において、教職員を対象とした研修『「わたしもぼくも☆みんな生き生き」互いの「こころ」と「からだ」を大切にするために』(200人)を実施した。			

<sup>8</sup> 子どもの基本的な自己表現である遊びを利用した心理療法。

番号	46			
所管課	人権政策室			
取り組み名	緊急一時保護事業			
アクションプログラムの取り組み内容	緊急に保護が必要な被害者の生命と安全を守るため、大阪府や警察と連携して、緊急一時保護を行う。必要に応じて、同行支援を行うとともに、交通費等の支援を行う。			
取り組み実績	緊急一時保護 8 件			
延べ利用件数	H28(2016)年度			
	8 件			

番号	47			
所管課	人権政策室、市民室			
取り組み名	住民基本台帳事務における支援措置 [施策番号 38 と関連]			
アクションプログラムの取り組み内容	被害者の安全確保に向けて適切な支援を行うため、住民基本台帳を使用する関係課間の連携強化を図る。特に被害者及びその関係者に関する情報については、適正かつ厳重な取り扱いを徹底する。			
取り組み実績	<p>【人権政策室】</p> <p>枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」において、住民基本台帳事務における支援措置について相談者への情報提供を行っている。また、枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議や日常業務における情報交換を通して、市民室との連携強化を図った。(住民基本台帳事務における支援措置の意見付与 58 件)</p> <p>【市民室】</p> <p>全職員に制度の周知を行った。128 件(128 世帯 313 人分)の支援措置の申出を受理し、庁内関係課、転出先及び前住所地等の自治体住民基本台帳担当と綿密に連携し、申出者支援の立場に立ち相談支援を行った。</p>			

番号	48			
所管課	子ども総合相談センター			
取り組み名	母子生活支援施設への入所 [施策番号 38 と関連]			
アクションプログラムの取り組み内容	夫の暴力から逃れるため等の事情で子どもの養育が十分できない場合に、母子ともに安全で安定した生活を送れるように入所させて保護し、その自立の促進のために生活を支援することによって、母子の福祉を図る。			
取り組み実績	18 歳未満の子どもを養育している母子を対象に、関係機関と連携しながら、母子ともに安全で安定した生活を送れるように入所決定し、その自立の促進のために生活を支援することによって、母子の福祉を図った。			
利用世帯数	H28(2016)年度			
	6 世帯			

### 基本目標 3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり

#### 基本方向 (1) 子育てと介護への支援

##### 取り組み概要

- ・ 低年齢児保育、延長保育、一時預かりなどの保育サービスの推進を図ります。
- ・ 留守家庭児童会室事業の充実を図ります。
- ・ 新生児訪問や乳児のいる全家庭を訪問する事業などを通して、出産直後の育児不安の解消やニーズに合った子育て支援に努めます。
- ・ 地域における子育て支援体制の充実を図ります。
- ・ 妊娠期から、出産や育児に関する情報提供を行い、当事者同士の交流を図るなど支援を行います。
- ・ 子育て家庭への経済的な負担軽減を図るため、子育てに対する経済的支援を行います。
- ・ 介護負担を軽減するための支援を推進します。

##### 取り組みのまとめ

男女がともに子育てに参加し、仕事との両立を図れるよう、保育所等の待機児童の解消を図るとともに、低年齢児保育、延長保育、留守家庭児童会、また病児・病後児保育などの事業を継続的に実施した。男性の育児参加についてはマタニティスクール等を通じ支援を行った。また、家族の介護を行う介護者を対象に家族介護教室の実施や高齢者サービスの手引きやパンフレットの配布を行った。

番号	49				
所管課	子育て事業課				
取り組み名	通常保育事業				
アクションプログラムの取り組み内容	仕事と子育ての両立支援として、保育サービスの量的拡大は緊急課題であり、認可保育所や幼保連携型認定こども園の定員増を基本として今後も待機児童の解消を図る。				
取り組み実績	認可保育所や幼保連携型認定こども園の定員増を基本として待機児童の解消を図り、平成 28(2016)年度当初には、254 人の定員増を図った。				
保育所等利用待機児童数(4月1日現在)	H28(2016)年度				
	0人				

番号	50
所管課	子育て事業課、教育指導課
取り組み名	一時預かり事業
アクションプログラムの取り組み内容	保護者の傷病や就労等に伴う緊急・一時的な保育需要及び育児疲れの解消等を目的とした利用や短時間就労により、保育が困難な児童の受け入れを行い、保育所(園)等への入所を待つ待機児童の解消の一助とする。また、認定こども園や公立幼稚園での在園児(1号)を対象とした預かり保育を行う。
取り組み実績	<p><b>【子育て事業課】</b>          私立保育所で、保護者の入院・育児疲れの理由で延べ 13,212 人(平成 27(2015)年度は 14,603 人)、週 2、3 日程度の就労を理由で延べ 15,139 人(平成 27(2015)年度は 16,487 人)の利用があった。また、認定こども園で、在籍する児童の平日の教育時間前後及び長期休業日や休日の利用延べ 34,456 人(平成 27(2015)年度は 22,999 人)の利用があった。</p> <p><b>【教育指導課】</b>          全市立幼稚園(7 園)において、教育課程に係る教育時間終了後の教育活動として、幼稚園保育指導員を雇用し、毎週、月曜日・火曜日・木曜日・金曜日(長期休業中は除く)の午後 2 時から午後 5 時まで預かり保育事業を実施した。延べ利用人数 12,596 人。</p>

番号	51				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)				
アクションプログラムの取り組み内容	保護者の疾病、出産、出張など家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合や、育児疲れ等のリフレッシュのために一時的に子どもを施設において預かり養育、保護を行う。				
取り組み実績	保護者が子どもの養育を一時的に困難な場合等に対応するため、枚方市内の施設 1 箇所、大阪府内の施設 7 箇所と委託契約を行い、子どもを安全に施設において預かり養育・保護を行った。なお、利用件数の減少については、他の福祉制度の普及により、一部の利用者が移行したこと等が考えられる。				
	H28(2016)年度				
ショートステイ 利用者数/日数	366 件/587 日				
トワイライトステイ 利用者数/日数	11 件/11 日				

番号	52
所管課	子育て事業課
取り組み名	低年齢児保育事業
アクションプログラムの取り組み内容	産休、育休明け保育の充実を図り、仕事と子育ての両立を支援するため、満 3 歳未満児の定員枠の拡大により、全定員の 40%以上の受け入れ枠の確保を目指す取り組みや小規模保育事業を行う。
取り組み実績	利用した児童の延べ人数:低年齢児保育(0~2 歳児) 公立 6,943 人、私立 33,584 人 計 40,527 人

番号	53
所管課	子育て事業課、子育て運営課
取り組み名	延長保育事業
アクションプログラムの取り組み内容	全保育所(園)において、午後 7 時までの延長保育を行い、一部の私立保育所(園)では、午後 7 時を超える延長保育にも対応する。勤務形態の多様化による延長保育の需要に対応するため、幼保連携型認定こども園を加え行う。
取り組み実績	<p>【子育て事業課】</p> <p>私立保育所(園)43 園、私立認定こども園(幼保連携型)4 園、小規模保育事業実施施設 3 園において午後 6 時以降の延長保育を実施した。延べ年間利用児数(私立)223,307 人。</p> <p>【子育て運営課】</p> <p>公立保育所 12 か所全園において、午後 7 時までの延長保育を実施した。延べ年間利用児数(公立)50,391 人。</p>

番号	54
所管課	子育て事業課
取り組み名	夜間保育事業
アクションプログラムの取り組み内容	勤務形態の多様化に対応するため、保護者の就労などにより夜間の保育を必要とする児童に対する夜間保育を行う。
取り組み実績	勤務形態の多様化に対応するため、明善第弐保育園で保護者の就労などにより夜間の保育(～22 時)を必要とする児童に対する夜間保育を行った。

番号	55
所管課	子育て事業課
取り組み名	休日保育事業
アクションプログラムの取り組み内容	日曜、祝日など休日の保育ニーズに対応するため、休日保育を行う。
取り組み実績	蹉跎保育園にて休日保育を実施した。年間合計利用人数 453 人(平成 27(2015)年度は 402 人)

番号	56				
所管課	子育て事業課、子育て運営課				
取り組み名	病児・病後児保育事業				
アクションプログラムの取り組み内容	保育所(園)や認定こども園等に通所中の児童等が病気やけがの回復期に、集団保育の困難な期間、小児科のある医療機関で保育と看護を行う。また、保育所(園)や幼保連携型認定こども園において、体調が悪くなった児童に対する保育体制の充実を図る。				
取り組み実績	公立市立ひらかた病院 1 箇所、民立診療所3箇所において、病児対応型を実施した。公立保育所 12 園、私立保育所(園)21 園、認定こども園 1 園において、体調不良児対応型の病児保育を実施した。 ※H27(2015)年度は 11,744 人(体調不良児対応型 8,276 人、病児対応型 3,468 人)				
	H28(2016)年度				
延べ利用児童数	12,047 人 (体調不良児対応型 8,320 人、 病児対応型 3,727 人)				

番号	57				
所管課	子育て事業課				
取り組み名	ファミリーサポートセンター事業				
アクションプログラムの取り組み内容	育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が相互援助活動を行うファミリーサポートセンターにおいて、会員組織の活動をより一層推進するため、会員増に努めるとともに、フォローアップ講座の実施などにより活動しやすい体制を作る。				
取り組み実績	広場さぷりにファミリーサポートセンターを設置し、依頼会員・提供会員間の相互援助活動のサポートを行った(依頼会員 1,499 人・提供会員 278 人・両方会員 92 人)。				
相互援助活動件数	H28(2016)年度				
	3,325 件				

番号	58				
所管課	保育幼稚園課				
取り組み名	保育サービス利用者支援事業				
アクションプログラムの取り組み内容	個々の保育ニーズへのきめ細かな対応を目指し、保育コンシェルジュを配置するなど、相談体制を充実する。				
取り組み実績	保育コンシェルジュを 5 人配置し、個々のニーズと保育サービスを適切に結びつける等、保護者からの様々な相談に対応した。				

番号	59				
所管課	放課後子ども課				
取り組み名	放課後児童健全育成事業				
アクションプログラムの取り組み内容	留守家庭児童会室において、保護者の就労等により保育を必要とする小学生児童の放課後の遊び、生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的に実施する。				
取り組み実績	各児童会室の基本定員は概ね 40 人であるが、待機児童解消のため臨時定員制度を実施。国庫補助金交付要件の基準開室日数、年 250 日を踏まえて 9 日間の臨時開室を実施。平成 23(2011)年度に開始した障害のある 5・6 年生の受入れを市内 4 か所で継続実施した。 (1 月末現在の留守家庭児童会入室の待機児童数 1 人)				
受け入れ児童数 (受け入れ率)	H28(2016)年度				
	3,910 人 (99.8%)				

番号	60				
所管課	子育て事業課				
取り組み名	乳児家庭全戸訪問事業				
アクションプログラムの取り組み内容	生後4か月までの乳児のいる全家庭の訪問を行い、育児に関する不安などの相談、情報提供、乳児とその保護者の心身の状況と養育環境の把握などを行う。				
取り組み実績	2,270 件に対して、訪問を実施した。				

番号	61				
所管課	子育て事業課				
取り組み名	地域子育て支援事業				
アクションプログラムの取り組み内容	私立保育所(園)、認定こども園が保育を通じて蓄積している子どもの育ちや子育てに関する知識、技術などを生かし、地域の子育て家庭等に対し各種事業の実施を通じて必要な相談、指導、助言や気になる子どもへの支援などを行い、地域に密着した園として保育、子育て支援機能の一層の充実を図る。				
取り組み実績	私立保育所(園)42 園、認定こども園 1 園において事業を実施し、地域の子育て支援の充実を図った。				

番号	62				
所管課	保健センター				
取り組み名	マタニティスクール				
アクションプログラムの取り組み内容	妊婦とその家族に対して妊娠、分娩、育児について正しい知識を普及する。				
取り組み実績	妊婦とその家族を対象に妊娠、出産、育児に関する正しい知識を普及し、母性および父性が確立できるよう支援する。妊婦とその家族が子育てにかかわる経験ができるように教室を運営した。				
延べ参加者数 (実施回数)	H28(2016)年度				
	886 人うち配偶者 242 人 (36 回)				

番号	63				
所管課	医療助成課				
取り組み名	子ども医療費助成事業				
アクションプログラムの取り組み内容	0歳から中学校までの子どもの医療費の一部について助成を行う。				
取り組み実績	引き続き、医療助成対象者への助成を行った。対象者 54,502 人				

番号	64				
所管課	学務課				
取り組み名	就学援助費				
アクションプログラムの取り組み内容	経済的理由により就学が困難な児童、生徒の保護者に対し、学用品費など負担すべき費用について必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図る。				
取り組み実績	全児童・生徒に対して 4 月の入学式及び始業式時に申請書を配付。新小学 1 年生及び中学 1 年生には就学通知書に制度の概要を掲載。枚方市立中学校の選択制による給食開始に伴い、中学校給食費に対する就学援助費の支給を行った。6,593 人認定。				

番号	65				
所管課	医療助成課				
取り組み名	ひとり親家庭医療費助成事業				
アクションプログラムの取り組み内容	ひとり親家庭等の父または母や養育者とその養育する児童に対して、その児童が 18 歳に達した日以降における最初の 3 月 31 日までの間、その児童とその親等に関する通院、入院等の保険診療に係る自己負担分の一部を助成する。				
取り組み実績	申請に基づいて医療証を発行し、必要な医療を受ける機会を確保し、経済的負担の軽減を図った(対象者 7,983 人)。				

番号	66
所管課	年金児童手当課
取り組み名	児童扶養手当
アクションプログラムの取り組み内容	離婚等によるひとり親家庭等で 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者または 20 歳未満で政令の定める程度に障害にある者を監護する母、父または養育者に対して支給する。
取り組み実績	引き続き、手当対象者への支給を行った(受給者数 3, 420 人、うち父子家庭 197 人)。なお、児童扶養手当法の改正により、平成 28(2016)年 8 月分から第 2 子の加算額を最大月額 1 万円に、第 3 子以降の加算額を 1 人につき最大月額 6, 000 円に増額して支給している。

番号	67
所管課	年金児童手当課
取り組み名	児童手当
アクションプログラムの取り組み内容	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了前の児童を対象に手当を支給する。
取り組み実績	引き続き、手当対象者への支給を行った(受給者数 30, 122 人)。

番号	68
所管課	地域包括ケア推進課
取り組み名	家族介護教室
アクションプログラムの取り組み内容	介護方法、介護者の健康づくりなどについての教室を開催し、知識及び技術を習得する場を提供することにより、家族の心身の負担軽減等を図る。
取り組み実績	介護をしている家族等に対し「介護者のリフレッシュと介護教室」を 2 回開催。市内 2 施設にて計 20 人が参加した。

番号	69
所管課	地域包括ケア推進課
取り組み名	家族介護者交流事業 [施策番号 68 と統合]
アクションプログラムの取り組み内容	要介護者を介護している家族に対し介護者同士の交流の場を提供することで、介護者の心身のリフレッシュ等を図る。
取り組み実績	(家族介護支援事業として施策番号 68 と 69 を実施していたが、介護者家族の会の意見を聞き、参加者の負担軽減と参加者数の更なる増加に向けて検討を行った結果、平成 28 (2016)年度に施策番号 68 へ統合し、身近な地域で家族介護教室を開催することになった。)

番号	70
所管課	長寿社会総務課、地域包括ケア推進課、介護保険課
取り組み名	高齢者保健福祉施策に関する情報提供体制の強化
アクションプログラムの取り組み内容	介護保険をはじめとする高齢者保健福祉施策に関する情報について、高齢者サービスの手引きやパンフレットなどを発行する。外国人への情報提供については、大阪府が発行する外国語版の介護保険制度のパンフレットなどを活用する。
取り組み実績	<p>【長寿社会総務課】</p> <p>介護保険制度や高齢者保健福祉施策に関して、高齢者サービス利用の手引きやパンフレットを発行し、市ホームページ上にも掲載して情報提供を行った。</p> <p>【地域包括ケア推進課】</p> <p>地域包括支援センターの案内パンフレットや、認知症(疑われる症状含む)の支援体制等を記載したガイドブックである認知症ケアパスを発行し、市内の公的施設などに配布した。</p> <p>【介護保険課】</p> <p>介護保険をはじめとする高齢者保健福祉施策に関する情報について、高齢者サービスの手引きやパンフレットなどを発行した。外国人への情報提供の際、大阪府が発行する外国語版の介護保険制度のパンフレットを用意し、活用した。</p>

## 基本方向（２）就業、起業、再就業への支援

### 取り組み概要

- ・ 職業能力開発の支援、相談、情報提供体制の整備を推進します。
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の周知に努めます。

取り組みのまとめ
性別を問わず、幅広い職種に就業できるよう、創業支援事業、能力開発講座などを実施した。また、ひとり親家庭の親が自らの能力を生かして自立可能な収入の確保ができるよう、ひとり親家庭自立支援給付金事業やひとり親家庭高等職業訓練促進費給付事業など、就業支援に取り組んだ。女性活躍推進法については、リーフレットなどを活用し、周知に努めた。

番号	71
所管課	商工振興課
取り組み名	創業支援
アクションプログラムの取り組み内容	地域活性化支援センターにおいて、体験談や事例を学べるカフェ形式の交流会、専門アドバイザーによる創業相談、創業のノウハウを学ぶセミナーの実施、インキュベートルーム <sup>9</sup> の貸出、事務所家賃の補助など、創業の各段階における支援を行う。
取り組み実績	きらら創業実践塾(創業希望者や第二創業をめざす事業者等を対象とし、経営に必要な知識の習得をする通年講座): 141人、ひらかたビジネスカフェ(市内で創業をめざす人々が創業について学び交流するセミナー): 160人

<sup>9</sup> 「インキュベート」とは「孵化する」こと。新しい事業分野に挑戦しようとする人などに、負担の少ない使用費用で事務所スペースを貸し出すとともに、専門スタッフが課題を解決に向けたアドバイスをを行い、独り立ちを支援する施設。

番号	72				
所管課	商工振興課				
取り組み名	地域就労支援事業				
アクションプログラムの取り組み内容	障害者、母子家庭の母、父子家庭の父、中高年齢者等など、働く意欲がありながら様々な就労阻害要因のために就労できない就職困難者等に対して、就労相談、情報提供、能力開発研修の実施など就労支援を行う。				
取り組み実績	就労相談:340件、パソコン講習会:事前研修30人 ワードコース28人 エクセルコース28人、就労支援セミナー:21人、調剤薬局事務講座:37人、介護職員初任者研修:18人、枚方市・寝屋川市・交野市三市合同企業就職面接会就労相談:1人				
就労に結びついた人数	H28(2016)年度				
	35人				

番号	73				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	ひとり親家庭自立支援給付金事業				
アクションプログラムの取り組み内容	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給し、就業に向けた資格取得の支援を行う。				
取り組み実績	自立支援教育訓練給付金:雇用保険制度などの指定した講座を受講し、修了した後に受講料の2割(上限10万円)を給付した。 高等職業訓練促進給付金:看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で修行した期間(上限3年)について、給付金を支給した。また、修了後就職した場合、修了支援金を給付した。				
延べ給付件数	H28(2016)年度				
自立支援教育訓練給付金	5件				
高等職業訓練促進給付金	14件				
高等職業訓練修了支援給付金	2件				

番号	74			
所管課	子ども総合相談センター			
取り組み名	母子・父子自立支援プログラム策定事業			
アクションプログラムの取り組み内容	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、ハローワークと連携して、個々の家庭の実情に応じて自立へ向けたプログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立、就業支援を行う。			
取り組み実績	平成 28(2016)年 10 月にひとり親相談窓口が、枚方市駅直結の子ども総合相談センターに移転したため、ハローワーク枚方とも近くなったことや、ひとり親家庭を含む生活困窮者のための自立支援センターとの連携強化により、母子・父子自立支援プログラムの策定はなかったが、就業に向けた資格取得についての情報提供や就業相談を実施した。			
延べ就業相談件数	H28(2016)年度			
	106 件			

番号	75			
所管課	子ども総合相談センター			
取り組み名	母子家庭等就業・自立支援センター事業			
アクションプログラムの取り組み内容	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業支援講習会、就業相談、就業情報提供などを行う。			
取り組み実績	就業支援員による生活相談や仕事の紹介等の就業支援を行った(相談者延べ 22 人)ほか、パソコン等の就業支援講習会(受講者延べ 9 人)等を実施した。また、離婚後の養育費や面接交渉等に関する相談事業を実施した。			

番号	76			
所管課	子ども総合相談センター			
取り組み名	母子父子寡婦福祉資金の貸付(技能習得資金)(生活資金)(事業開始資金)			
アクションプログラムの取り組み内容	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、就職するための知識技能の習得に必要な費用や、その期間中に必要な生活費について、技能習得資金や生活資金として貸付を行う。また、新たに事業を始めるために必要な費用として、事業開始資金の貸付を行う。			
取り組み実績	母子父子寡婦福祉資金のうち、技能習得資金・生活資金・事業開始資金については、市ホームページやリーフレット等で周知を図ったが、申請はなかった。			

番号	77			
所管課	人権政策室、商工振興課			
取り組み名	女性活躍推進法の周知			
アクションプログラムの取り組み内容	女性活躍推進法の周知を図る。			
取り組み実績	<p>【人権政策室】</p> <p>女性活躍推進法に関する書籍やパンフレットを男女共生フロア・ウィルの図書・情報コーナーに配置し、市民への周知を図った。</p> <p>【商工振興課】</p> <p>女性活躍推進法に関するリーフレットを窓口に設置し、制度の周知を図った。</p>			

### 基本方向（3）雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保

#### 取り組み概要

- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）の周知に努めます。
- ・ パートタイム労働など、非正規労働者の処遇や労働条件などに関する法令の周知に努めます。
- ・ 妊娠、出産後も女性が仕事を続けられる職場づくりに向けて、マタニティハラスメント<sup>10</sup>の防止と啓発に努めます。

取り組みのまとめ
リーフレットの配布等を通して、事業所および市民への周知・啓発を行うとともに、庁内においては、マタニティハラスメントの防止に向けて、相談窓口を含めた周知を行った。また、市の業務委託における総合評価落札方式の入札を適用することにより、男女共同参画の視点を事業者へ周知・啓発した。

番号	78
所管課	人権政策室、市民活動課、商工振興課
取り組み名	女性の採用、職域拡大などに関する啓発や相談窓口の周知
アクションプログラムの取り組み内容	男女間の格差を解消するための取り組みとして、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法 <sup>11</sup> 、パートタイム労働法 <sup>12</sup> 、労働者派遣法 <sup>13</sup> などの関係法令の周知を図るとともに、リーフレットなどを活用したポジティブアクションに関する啓発を行う。また、労働に関する相談窓口となる、労働局雇用均等室、大阪府総合労働事務所などの周知を図る。
取り組み実績	<p>【人権政策室】</p> <p>労働局雇用均等室や大阪府総合労働事務所の発行するリーフレットや相談窓口の案内チラシなどを男女共生フロア・ウィルの図書・情報コーナーに配架し、市民への周知を図った。</p> <p>【市民活動課】</p> <p>大阪府総合労働事務所の労働相談窓口に関するパンフレットの配架や、市ホームページでの周知を行った。</p> <p>【商工振興課】</p> <p>制度や相談窓口に関するリーフレットを設置し、市民への周知を図った。</p>

番号	79
所管課	人権政策室
取り組み名	マタニティハラスメント等の防止啓発
アクションプログラムの取り組み内容	市民や事業所などに対して、マタニティハラスメント防止に向けた情報提供を行い、意識啓発に努める。
取り組み実績	男女共生フロア・ウィルの図書・情報コーナーにマタニティハラスメント防止に向けたポスターの掲示やチラシの配架を行った。

<sup>10</sup> 妊娠、出産、育休などを理由とする、解雇、雇い止め、降格などの不利益な取り扱いのことをいう。

<sup>11</sup> 正式名称：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

<sup>12</sup> 正式名称：短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

<sup>13</sup> 正式名称：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

番号	80
所管課	コンプライアンス推進課
取り組み名	マタニティハラスメント等の防止対策(庁内)
アクションプログラムの取り組み内容	マタニティハラスメントなどのハラスメント防止に向けた情報提供を行う。
取り組み実績	庁内報「コンプライアンス通信」において、相談窓口を含めて周知を行った。

番号	81
所管課	契約課
取り組み名	業務委託における総合評価落札方式の入札を適用することによる事業者の啓発
アクションプログラムの取り組み内容	市が発注する業務委託の一部において、委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に、仕事と子育ての両立支援やセクシュアルハラスメント防止対策など男女共同参画の視点に立った項目を設定して評価を行う。
取り組み実績	委託業務のうち 4 件について総合評価方式を実施し、母子家庭の母などの雇用、労働条件の確保や子育て支援などの取り組みを評価し、加点して落札者を決定した。

#### 基本方向（４）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解の促進

##### 取り組み概要

- ・ 事業者、労働者などに対し、育児・介護休業制度の周知と利用促進に向けた啓発を行い、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。
- ・ 性別にかかわらず、労働者が仕事と家庭や地域活動を両立させ、豊かな生活を送ることができるよう、働き方の見直しによる長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、各種休暇制度の充実、子育てや介護との両立に向けた制度の定着促進、非正規労働者の待遇改善など、事業者に対し、働きやすい職場環境づくりのための啓発を推進します。

取り組みのまとめ
リーフレットの配布等を通して、事業所および市民への周知・啓発を行うとともに、庁内においては、職員の育児と仕事の両立を推進するため、各種研修を行った。

番号	82
所管課	人権政策室
取り組み名	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発及び法令や制度の周知
アクションプログラムの取り組み内容	市民や市内事業所を対象に、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行うとともに、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法や制度の周知を図る。
取り組み実績	市民への啓発については、ワーク・ライフ・バランス啓発リーフレットを各種講座で配布したほか、ウィル・フェスタにおいて、ワーク・ライフ・バランスパネル展を開催した。市内事業所への啓発については、枚方事業所人権推進連絡会(129 か所)に対し、制度の周知・啓発を図るための情報提供を行った。

番号	83				
所管課	人事課、職員課				
取り組み名	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発及び法令や制度の周知、啓発(庁内)				
アクションプログラムの取り組み内容	研修の実施、庁内通信の発行などを通して、啓発を行う。労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法や制度などの周知を図る。				
取り組み実績	<p><b>【人事課】</b> 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画において、女性活躍の観点を含めたワーク・ライフ・バランスに係る研修や、女性を対象としたキャリアデザインに係る研修を実施した(イクボス養成講座、キャリアプランニング研修)。また、自己啓発支援制度において育児休業中の職員を補助対象に加え、スムーズな職場復帰を支援した(平成 28(2016)年度申込実績:2 件)。</p> <p><b>【職員課】</b> ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、水曜日の「ノー残業デー」徹底に向け、平成 29(2017)年 1 月より「ノー残業デー」の庁内放送内容の見直しを行った。平成 28(2016)年度の水曜日の定時退庁率(代替日含む)は 94.4%であった。また、庁内報「ワーク・ライフ・バランス通信」において、男性職員の育児休業取得促進の観点から、育児休業中の経済的補助等の制度を中心に特集した記事の掲載を行った。</p>				
育児休業を取得した男性職員数(累計)	H28(2016)年度				
	17 人				

## 基本目標 4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

### 基本方向 (1) 生涯を通じた男女の健康保持と増進への支援

#### 取り組み概要

- ・ 生涯を通じた健康の保持増進のための普及啓発や健康教育、健康相談、健康診査などを推進します。
- ・ 妊娠、出産、性感染症の予防などに関する、正しい知識や情報提供を行います。
- ・ 出産後の心身ともに不安定な時期に、母親と赤ちゃんの健康を守るための支援に取り組みます。
- ・ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)<sup>14</sup>への理解の促進に努めるとともに、性と生殖について女性が自己決定できる力を養うことができるよう、啓発に取り組みます。
- ・ 自殺予防の観点から、相談やメンタルヘルスに関する啓発に取り組みます。

#### 取り組みのまとめ

生涯を通じた健康保持増進に関する講演会や出前講座を開催し、啓発・情報提供を行い、正しい知識の普及に努めた。妊娠・出産を通じて母子の健康を守るため、健診や訪問により支援を行った。また、自殺予防や心の健康に関する電話相談を実施したほか、メンタルヘルスに関する周知・啓発に努めた。

<sup>14</sup> 平成 6(1994)年に開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠や出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じて性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

番号	84
所管課	保健センター
取り組み名	健康づくり推進事業
アクションプログラムの取り組み内容	健康づくりの知識の啓発及び実践等を通して、健康意識の向上を図り、市民の健康づくりを支援する。
取り組み実績	健康づくりボランティア講座(10回・135人)、地区組織活動(91回・2,360人)、自主活動(91回・3,785人)、地区組織活動会議等(18回・151人)、地区組織活動フォローアップ全体会議(4回・165人)。

番号	85
所管課	保健センター
取り組み名	健康教育事業、健康相談事業
アクションプログラムの取り組み内容	健康の保持増進を目的として、健康に関する正しい知識の普及や支援を行う。
取り組み実績	健康教育:生活習慣病や健康の保持・増進を目的とし、健康に関する正しい知識の普及を行っている。教室開催数(108回、延べ参加者数3,601人)。 健康相談:本人とその家族の心身の健康について保健師および管理栄養士により個別の相談に応じ、必要時指導や助言を行っている(127回、延べ被指導人数:3,034人)。

番号	86
所管課	保健センター
取り組み名	住民健康診査事業
アクションプログラムの取り組み内容	15歳から39歳以下で健診を受ける機会のない人や40歳以上で医療保険に加入していない人を対象に、住民健康診査を行う。
取り組み実績	対象者に枚方市国民健康保険特定健康診査に準ずる内容で実施。平成28(2016)年6月より集団健診から個別健診に変更し、近医での受診を可能にした。実績914人(内訳15~39歳472人、40歳以上442人)。

番号	87				
所管課	国民健康保険室				
取り組み名	特定健康診査 <sup>15</sup> ・特定保健指導事業				
アクションプログラムの取り組み内容	メタボリックシンドロームに着目した健康診査の実施及び健診結果に基づく保健指導を行う。				
取り組み実績	特定健診対象者には平成28(2016)年4月下旬に受診券と案内文及び啓発パンフレットを自動送付。市独自の検査項目を設定し、府内医療機関、日曜日に実施する集団健診で実施。また、特定健診ではなく人間ドック等を受診した人には、特定健診と同じ検査項目を市に提出することで助成が受けられる、人間ドック等受診費用助成を実施した。また、特定健診の結果メタボリックシンドローム該当者及び予備群に該当した人に、特定保健指導を実施した。				
特定健康診査受診率	H28(2016)年度				
	33.3% (速報値)				

番号	88				
所管課	保健センター				
取り組み名	がん対策事業				
アクションプログラムの取り組み内容	がん検診の受診率向上を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及を図る。				
取り組み実績	各種がん検診のチラシ等の作成や健康教育を実施し、がんの早期発見と正しい健康意識や知識の普及を行っている。肺がん・胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん・前立線がん・肝炎ウイルスの検診を市内医療機関で実施。PTA 協議会に対して女性のがんを含め、がん検診の受診勧奨を行った。また精度管理のためのマニュアル作成や、一部のがん検診では委員会を開催、検診精度の向上を図り、胃がん検診(胃内視鏡検査)の導入準備も行った。各種受診者総数肺がん検診:25,845人、胃がん検診:5,874人、大腸がん検診:24,462人、子宮頸がん検診:14,011人、乳がん検診:7,902人、前立線がん検診:8,699人、肝炎ウイルス検診:483人。なお、平成28(2016)年度から受診率の算定方法が変更され、対象者の母数が就労人口を含む全人口となった。				
検診受診率	H28(2016)年度				
乳がん検診	16.0%				
子宮頸がん検診	16.6%				

<sup>15</sup> メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、糖尿病や高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とするもの。

番号	89				
所管課	保健センター				
取り組み名	妊産婦健康診査事業、妊産婦歯科健康診査事業				
アクションプログラムの取り組み内容	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産ができる体制を確保するため、妊婦健診の助成を行う。また、妊産婦を対象に歯科健康診査を実施する。				
取り組み実績	平成 28(2016)年度より、妊婦およびその家族が安心して妊娠、出産ができるよう妊娠届出の際に保健師、助産師から対象者全員に妊婦健診の助成の説明を行っている。妊婦健康診査事業：妊婦健康診査受診者のうち、医師が保健指導を必要とした妊婦には、安心して妊娠・出産ができるよう保健師が支援を行っている。受診者延べ数：34,773 人。妊産婦歯科健康診査事業：妊娠中や産後の歯周疾患・口腔疾患の予防、および早期発見・早期対応を図る。対象者：2,905 人、受診者：761 人、受診率 26.2%。				
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	H28(2016)年度				
	95.3%				

番号	90				
所管課	保健センター				
取り組み名	マタニティスクール [再掲 62]				
アクションプログラムの取り組み内容	妊婦とその家族に対して妊娠、分娩、育児について正しい知識を普及する。				
取り組み実績	妊婦とその家族を対象に妊娠、出産、育児に関する正しい知識を普及し、母性および父性が確立できるよう支援する。妊婦とその家族が子育てにかかわる経験ができるように教室を運営した。				
延べ参加者数	H28(2016)年度				
	886 人(36 回)				

番号	91				
所管課	保健予防課				
取り組み名	性感染症の予防啓発				
アクションプログラムの取り組み内容	性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行う。				
取り組み実績	FMひらかたや広報、ホームページ、ツイッター、フェイスブックなどによる普及啓発を行った。パンフレットやポスター等の掲示を保健所内及び関係機関、管内大学に依頼し普及啓発を行った。12 月 1 日の世界エイズデーには枚方市駅コンコースで街頭キャンペーンを実施。枚方市駅中央改札前ステーションボードにポスター掲示するなど普及啓発を行った。				

番号	92
所管課	市立ひらかた病院総務課
取り組み名	女性外来
アクションプログラムの取り組み内容	女性医師が、思春期の悩みや相談、妊娠・出産期の問題、乳がん、子宮がん、更年期に伴う症状まであらゆる女性の病気について総合的に初期診療を行う。
取り組み実績	女性医師(1人)への相談であるが、予約を取る際にヒアリングすると、乳腺外科や産婦人科での受診を希望される場合が多く、診察がなく初期診療を行う女性外来への希望が少なかった。相談件数は2件。

番号	93
所管課	保健センター
取り組み名	母子訪問指導事業(妊産婦訪問、新生児・乳幼児訪問、乳幼児健診未受診者訪問等)
アクションプログラムの取り組み内容	家庭訪問により、妊産婦及び乳幼児の保護者の子育てに関する相談に応じ、子どもに対する理解を深め、疾病の予防や母と子どもの健康の保持増進に努める。また、地域で孤立している母親の育児不安の解消などに対して、生活の場である家庭でより丁寧な個別指導を行うことで、安心して健全な子育てができるよう支援する。周産期からのハイリスク母子を早期に確実に把握し、支援する体制を充実させるために、医療機関等関係機関との連携を図る。
取り組み実績	助産師による乳児・妊産婦訪問指導(未熟児を含む)は訪問延べ件数2,999件(妊婦3件、産婦1,489件、乳児1,507件)。児の発育不良や保護者の育児不安等がある場合は、継続的な関わりを要するため、育児支援の一環として、助産師による継続訪問(養育支援家庭訪問事業)を1歳未満まで実施している。 保健師による乳幼児・妊産婦訪問指導は訪問延べ件数1,963件(妊婦91件、産婦556件、乳児677件、幼児639件)。 未熟児の訪問事業は低体重児の届出受理件数255件。未熟児訪問指導の延べ件数321件。

番号	94
所管課	保健センター
取り組み名	産後ママ安心ケアサービス(産後ケア事業)
アクションプログラムの取り組み内容	家族からの支援が受けられない等で支援が必要な産後4か月未満の母子を対象に、市内産科医療機関と助産所でショートステイ(宿泊型)、デイサービス(日帰り型)を実施し、助産師等による心身のケアや育児に関する相談を行う。
取り組み実績	母の心身の安定と育児手技の獲得、育児不安の解消を図ることを目的に、助産師等が心身のケア・休養・乳房のケア等の相談を行っている。医療機関からの紹介や、平成28(2016)年度より妊娠届出の際に届出全員を対象に保健師・助産師による面接相談を開始したことによって、市民に周知する機会が増え、利用者の増加が見られた。 利用実人数75人、利用延べ日数196日(ショートステイ148泊、デイサービス48日)

番号	95
所管課	子育て事業課
取り組み名	乳児家庭全戸訪問事業 [再掲 60]
アクションプログラムの取り組み内容	生後4か月までの乳児のいる全家庭の訪問を行い、育児に関する不安などの相談、情報提供、乳児とその保護者の心身の状況と養育環境の把握などを行う。
取り組み実績	2,270 件に対して、訪問を実施した。

番号	96
所管課	人権政策室
取り組み名	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発
アクションプログラムの取り組み内容	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発や情報提供を行う。
取り組み実績	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する書籍を男女共生フロア・ウィル図書コーナーに配架し、情報提供を行った。

番号	97				
所管課	保健予防課				
取り組み名	自殺予防対策事業				
アクションプログラムの取り組み内容	専門研修を修了した相談員による自殺予防相談専用電話「ひらかたいのちのホットライン」の実施、自殺のサインに早期に気づき、対応するゲートキーパー <sup>16</sup> 養成のほか、自殺予防に関わる情報提供、啓発を行う。				
取り組み実績	自殺予防相談専用電話「ひらかたいのちのホットライン」を毎週月・水・金 午後1時～午後8時に実施。実施日数157日。ゲートキーパー養成研修を3回実施。延べ92人が参加。自殺予防に関わる情報提供・啓発として、自殺予防週間(9月)に京阪電車枚方市駅・樟葉駅にて啓発グッズの配布を実施。また自殺予防月間(3月)には、京阪電車枚方市駅・樟葉駅での啓発グッズの配布と映画鑑賞会を実施した。				
ひらかたいのちのホットライン 延べ相談件数	H28(2016)年度				
	681 件				

<sup>16</sup> 「門番」という意味。自殺対策におけるゲートキーパーとは、「地域や職場、教育の場、その他さまざまな場面において、身近な人の自殺サインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門相談機関へつなぐ役割が期待される人」のこと。

番号	98			
所管課	保健予防課			
取り組み名	こころの健康相談			
アクションプログラムの取り組み内容	医師、精神保健福祉士、保健師、ケースワーカーによる、統合失調症、うつ病、認知症、アルコール依存症などの精神疾患、ひきこもりなどについての相談を行う。			
取り組み実績	電話、来庁、訪問等による相談のほか、こころの健康相談専用ダイヤルによる相談を実施した(平成 27(2015)年度延べ相談件数は 3,840 件)。			
延べ相談件数	H28(2016)年度			
	4,736 件			

## 基本方向（２）ひとり親家庭等への支援

### 取り組み概要

- ・ 母子・父子自立支援員による生活や制度についての相談や情報提供を行います。
- ・ ひとり親が子育てをしながら安心して働けるように、子育て支援、生活支援、就業支援の推進とともに、働きやすい職場づくりのための環境整備に取り組みます。
- ・ ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために、経済的負担を軽減できるよう支援します。
- ・ ひとり親の交流や情報交換の場づくりに取り組みます。

取り組みのまとめ
ひとり親家庭への支援として、母子・父子自立支援員による各種相談、保育所入所の配慮のほか、児童扶養手当、ひとり親医療費助成など経済的負担を軽減するための各種事業を実施した。また、シングルマザー同士の情報交換や交流の場として、定例講座を開催した。

番号	99			
所管課	子ども総合相談センター			
取り組み名	母子・父子自立支援員による相談支援事業			
アクションプログラムの取り組み内容	ひとり親家庭等の自立を支援するため、母子・父子自立支援員を配置し、生活の安定や自立のための各種相談、貸付事務等を行い、必要に応じて他の支援機関につなげることにより、ひとり親家庭等の総合的、包括的な支援を行う。			
取り組み実績 ※( )内は父子家庭の相談件数(内数)	市民室や年金児童手当課、医療助成課等の各関係課窓口への「ひとり親のてびき」の設置や、児童扶養手当の現況届発送時に案内チラシを同封するなど、周知に努めた。 生活一般にかかる相談 259 件(7 件)、児童にかかる相談 1 件(0 件)、生活援護にかかる相談 417 件(6 件)、その他相談 10 件(0 件)			
相談件数 ※( )内は父子家庭の相談件数(内数)	H28(2016)年度			
	687 件(13 件)			

番号	100				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	ひとり親家庭等日常生活支援事業				
アクションプログラムの取り組み内容	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し生活援助や子育て支援を行う。				
取り組み実績	母子3世帯の登録があり、実際利用があったのは2世帯で、18日派遣を行った。				
ひとり親家庭登録世帯	H28(2016)年度				
	3世帯				

番号	101				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	父子家庭等生活支援員派遣事業				
アクションプログラムの取り組み内容	父が不在等のため、育児等に支障のある父子家庭に対して、生活支援員を派遣し、家事、育児に対する援助を行う。				
取り組み実績	父子1世帯の登録があり、33日派遣を行った。 ※本事業は平成29(2017)年度から施策番号100「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に統合する。				
父子親家庭登録世帯	H28(2016)年度				
	1世帯				

番号	102				
所管課	保育幼稚園課				
取り組み名	保育所(園)等の優先利用				
アクションプログラムの取り組み内容	既存保育所(園)の定員増や定員の弾力化を行い、保育所(園)等の入所枠を拡大し、待機児童の解消を図る。また、保育所(園)等の利用調整(選考)では、基準表における基礎点及び調整点の合計点の上位順に決定しており、ひとり親である場合は調整点を加算し入所しやすくする。				
取り組み実績	既存保育所(園)の定員増や弾力化を行うとともに、翌年度に向けて小規模保育施設の整備や私立幼稚園から認定こども園への移行等を行った。また、ひとり親等には、利用調整(選考)基準の調整点を加算することで、入所しやすくした。				

番号	103				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	住宅情報の提供				
アクションプログラムの取り組み内容	ひとり親家庭等の入居を受け入れる民間賃貸住宅等の紹介等を行う大阪あんしん賃貸支援事業を周知することにより、ひとり親家庭等の住宅探しを支援する。				
取り組み実績	大阪あんしん賃貸支援事業の周知のほか、年6回募集する府営住宅の入居申込書を設置し、ひとり親家庭等の住宅探しを支援した。				

番号	104
所管課	資産活用課、福祉総務課
取り組み名	市営住宅におけるひとり親世帯等への優先入居と府営住宅の案内
アクションプログラムの取り組み内容	市営住宅に空き家が生じた場合はその都度、高齢者、障害者、ひとり親等の福祉世帯向けとして募集する。また、府営住宅の募集に係る案内(福祉世帯向け)を行う。
取り組み実績	<p>【資産活用課】</p> <p>津田北町住宅の空室について、福祉世帯向けの募集を行い、抽選の結果、ひとり親世帯で3世帯の入居があった。</p> <p>【福祉総務課】</p> <p>府営住宅について、年6回ある総合募集や随時募集等、募集に係る案内を行った。総合募集の際には、本館3階の福祉総務課、別館1階の障害福祉室、生活福祉室、2階の長寿社会総務課、5階の広聴相談課、サンプラザの子ども総合相談センター、各支所、さだ・牧野・菅原・南部生涯学習市民センターにて申込書の配布を行った。</p>

番号	105										
所管課	子ども総合相談センター										
取り組み名	母子生活支援施設への入所 [施策番号 38 と関連] [再掲 48]										
アクションプログラムの取り組み内容	夫の暴力から逃れるため等の事情で子どもの養育が十分できない場合に、母子ともに安全で安定した生活を送れるように入所させて保護し、その自立の促進のために生活を支援することによって、母子の福祉を図る。										
取り組み実績	18歳未満の子どもを養育している母子を対象に、関係機関と連携しながら、母子ともに安全で安定した生活を送れるように入所決定し、その自立の促進のために生活を支援することによって、母子の福祉を図った。										
利用世帯数	<table border="1"> <tr> <td>H28(2016)年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6世帯</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	H28(2016)年度					6世帯				
H28(2016)年度											
6世帯											

番号	106			
所管課	子ども総合相談センター			
取り組み名	ひとり親家庭自立支援給付金事業 [再掲 73]			
アクションプログラムの取り組み内容	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給し、就業に向けた資格取得の支援を行う。			
取り組み実績	自立支援教育訓練給付金: 雇用保険制度などの指定した講座を受講し、修了した後に受講料の2割(上限10万円)を給付した。 高等職業訓練促進給付金: 看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で修業した期間(上限3年)について、給付金を支給した。また、修了後就職した場合、修了支援金を給付した。			
延べ給付件数	H28(2016)年度			
自立支援教育訓練給付金	5件			
高等職業訓練促進給付金	14件			
高等職業訓練修了支援給付金	2件			

番号	107			
所管課	子ども総合相談センター			
取り組み名	母子・父子自立支援プログラム策定事業 [再掲 74]			
アクションプログラムの取り組み内容	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、ハローワークと連携して、個々の家庭の実情に応じて自立へ向けたプログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立、就業支援を行う。			
取り組み実績	平成28(2016)年10月にひとり親相談窓口が、枚方市駅直結の子ども総合相談センターに移転したため、ハローワーク枚方とも近くなったことや、ひとり親家庭を含む生活困窮者のための自立支援センターとの連携強化により、母子・父子自立支援プログラムの策定はなかったが、就業に向けた資格取得についての情報提供や就業相談を実施した。			
延べ就業相談件数	H28(2016)年度			
	106件			

番号	108			
所管課	子ども総合相談センター			
取り組み名	母子家庭等就業・自立支援センター事業 [再掲 75]			
アクションプログラムの取り組み内容	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業支援講習会、就業相談、就業情報提供などを行う。			
取り組み実績	就業支援員による生活相談や仕事の紹介等の就業支援を行った(相談者延べ22人)ほか、パソコン等の就業支援講習会(受講者延べ9人)等を実施した。また、離婚後の養育費や面接交渉等に関する相談事業を実施した。			

番号	109			
所管課	子ども総合相談センター			
取り組み名	母子父子寡婦福祉資金の貸付			
アクションプログラムの取り組み内容	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な貸付を行うことにより経済的自立の助成、生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童等の福祉の増進を図る。			
取り組み実績	母子福祉資金:修学資金 23 件、就学支度資金 9 件 父子福祉資金:修学資金 1 件、就学支度資金 1 件 寡婦福祉資金:貸付なし			
貸付件数	H28(2016)年度			
	34 件			

番号	110			
所管課	年金児童手当課			
取り組み名	児童扶養手当 [再掲 66]			
アクションプログラムの取り組み内容	離婚等によるひとり親家庭等で 18 歳に達する日以降の最初の3月 31 日までの間にある者または 20 歳未満で政令の定める程度に障害のある者を監護する母、父または養育者に対して支給する。			
取り組み実績	引き続き、手当対象者への支給を行った(受給者数 3, 420 人、内 父子家庭 197 人)。 なお、児童扶養手当法の改正により、平成 28(2016)年 8 月分から第 2 子の加算額を最大月額 1 万円に、第 3 子以降の加算額を 1 人につき最大月額 6, 000 円に増額して支給している。			

番号	111			
所管課	医療助成課			
取り組み名	ひとり親家庭医療費助成事業 [再掲 65]			
アクションプログラムの取り組み内容	ひとり親家庭等の父または母や養育者とその養育する児童に対して、その児童が 18 歳に達した日以降における最初の3月 31 日までの間、その児童とその親等に関する通院、入院等の保険診療に係る自己負担分の一部を助成する。			
取り組み実績	引き続き、医療助成対象者への助成を行った(対象者 7,983 人)。			

番号	112			
所管課	上下水道経営室			
取り組み名	水道料金等の減免			
アクションプログラムの取り組み内容	児童扶養手当を受給している「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に規定する配偶者のない女子又は男子が属する世帯(市民税非課税世帯に限る)には、水道料金、下水道使用料の基本料金を減免する。			
取り組み実績	児童扶養手当を受給している母子世帯および父子世帯について、申請に基づき水道料金等の基本料金を減免した(延べ件数 10,805 件、母子世帯 1,012 世帯、父子世帯 19 世帯)。			

番号	113
所管課	子ども総合相談センター
取り組み名	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(対象:ひとり親家庭の子ども)
アクションプログラムの取り組み内容	高等学校を卒業していないひとり親家庭の子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために講座を受講する場合に、受講修了時給付金や合格時給付金を支給する。
取り組み実績	平成 28(2016)年度からの新規事業として、高等学校を卒業していないひとり親家庭の子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために講座を受講する場合に、受講修了時給付金や合格時給付金を支給する制度を創設し、広報ひらかた等で周知を図った。給付 1 件。

番号	114
所管課	子ども総合相談センター
取り組み名	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(対象:ひとり親家庭の親)
アクションプログラムの取り組み内容	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために講座を受講する場合に、受講修了時給付金や合格時給付金を支給する。
取り組み実績	平成 28(2016)年度からの新規事業として、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために講座を受講する場合に、受講修了時給付金や合格時給付金を支給する制度を創設し、広報ひらかた等で周知を図った。給付 1 件。

番号	115
所管課	保育幼稚園課
取り組み名	保育所保育料等の軽減
アクションプログラムの取り組み内容	年収が一定額未満のひとり親家庭に対する保育所保育料等の負担軽減を行う。
取り組み実績	子ども・子育て支援新制度の改正に伴い、年収が約 360 万円未満相当のひとり親世帯については、保育料算定における多子計算の年齢制限を撤廃するとともに、一人目を二人目の扱いとし、二人目以降を無料とした(平成 28(2016)年より実施)。

番号	116
所管課	保育幼稚園課、放課後子ども課、子ども総合相談センター
取り組み名	保育所保育料等算定における婚姻歴のないひとり親に対する寡婦(寡夫)控除のみなし適用
アクションプログラムの取り組み内容	保護者の婚姻歴の有無という、子ども自らが選択できない事柄を理由に、不利益が及ばないよう、子どもの福祉及び就学前・就学後を通したひとり親への就労支援を図る観点から、子どもに係る保育所等保育料、病児保育室利用料、児童発達支援センター使用料、留守家庭児童会室保育料、子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)利用料、幼稚園保育料の算定において「寡婦(寡夫)控除」のみなし適用を行う。
取り組み実績	<p><b>【保育幼稚園課】</b> 婚姻歴のないひとり親の保育所等保育料及び幼稚園保育料の算定においては、「寡婦(寡夫)控除」のみなし適用を行うことで、保護者の負担軽減を行った。適用人数4人。</p> <p><b>【放課後子ども課】</b> 留守家庭児童会室保育料について非婚のひとり親世帯に寡婦(寡夫)控除のみなし適用を実施しているが、実績はなし。</p> <p><b>【子ども総合相談センター】</b> 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)利用料について、非婚のひとり親世帯に寡婦(寡夫)控除のみなし適用を実施しているが、実績はなし。</p>

番号	117
所管課	人権政策室、子ども総合相談センター
取り組み名	ひとり親家庭等情報交換事業
アクションプログラムの取り組み内容	ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。こうしたひとり親家庭等が定期的に集い、交流や情報交換を行う場を設ける。
取り組み実績	<p><b>【人権政策室】</b> 毎月1回土曜日(8月・12月除く)に、シングルマザー同士の情報交換や交流の場として、交流会を実施したほか、シングルマザーのさまざまな不安を解消するため、各種講座を実施した。シングルマザーのお気軽サロン「ゆっくりおしゃべりしませんか」(交流会)(計7回・32人・保育22人)、シングルマザーのお気軽サロン番外編(講座)(計3回・40人・保育18人)</p> <p><b>【子ども総合相談センター】</b> 枚方市母子寡婦福祉会からひとり親家庭等の交流や情報交換等の実施について補助金の申請があったため、補助金の交付を行った。</p>

### 基本方向(3) 高齢者、障害者、外国人住民等への支援

#### 取り組み概要

- ・ 住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、一人ひとりのニーズに配慮したサービスを提供し、自立を支援します。
- ・ 障害者虐待防止、高齢者虐待防止のための啓発を進めます。
- ・ 市民サービス情報の外国語への翻訳や、医療通訳士の派遣など、外国人住民等への支援を行います。

取り組みのまとめ	
性別や年齢、障害の有無を問わず、自分らしい生き方の実現に向けて、情報提供や相談体制の充実を図った。また、外国籍市民等に市民サービス情報を提供するため、ホームページに自動翻訳機能を搭載するほか、各種リーフレットの外国語版の配布、医療通訳士の派遣等を行った。	

番号	118
所管課	地域包括ケア推進課
取り組み名	介護予防普及啓発事業
アクションプログラムの取り組み内容	高齢者の健康に対する意識を高めるため、啓発をはじめ、健康づくり、介護予防に関する教室の開催等を行う。
取り組み実績	市が直接実施する事業だけでなく、地域包括支援センターや枚方体育協会等への委託をすることで地域における健康づくりの事業展開の充実を図った。

番号	119				
所管課	地域包括ケア推進課				
取り組み名	包括的支援事業				
アクションプログラムの取り組み内容	高齢者総合相談支援拠点(地域包括支援センター)を地域に設置し、高齢者の総合相談窓口として、高齢者の介護予防や権利擁護、虐待防止等を含めた相談に対応する。				
取り組み実績	地域包括支援センター13か所において、介護に関する情報提供や相談を含む高齢者の総合相談対応を実施。また、男性介護者等にも考慮した事業を実施した。(例 社協ふれあい 男性向けの料理教室(3回・26人))				
地域包括支援センター延べ相談件数	H28(2016)年度				
	23,322件				

番号	120
所管課	地域包括ケア推進課
取り組み名	高齢者虐待防止啓発
アクションプログラムの取り組み内容	高齢者サポートセンターが高齢者の生活に関する総合的な相談窓口となり、早期の相談につなげ、虐待への発展を防止する体制を整備する。また、講座やリーフレットの配布、地域での出前講座などを通じて高齢者虐待防止の啓発を推進する。
取り組み実績	地域包括支援センターの総合相談のうち、虐待相談(疑い含む)に関するものが、436件あり、必要な支援につなげた。地域での出前講座やリーフレットの配布等による高齢者虐待防止の普及啓発を行った。

番号	121
所管課	長寿社会総務課、地域包括ケア推進課、介護保険課
取り組み名	高齢者保健福祉施策に関する情報提供体制の強化 [再掲 70]
アクションプログラムの取り組み内容	介護保険をはじめとする高齢者保健福祉施策に関する情報について、高齢者サービスの手引きやパンフレットなどを発行する。外国人への情報提供については、大阪府が発行する外国語版の介護保険制度のパンフレットなどを活用する。
取り組み実績	<p>【長寿社会総務課】</p> <p>介護保険制度や高齢者保健福祉施策に関して、高齢者サービス利用の手引きやパンフレットを発行し、市ホームページ上にも掲載して情報提供を行った。</p> <p>【地域包括ケア推進課】</p> <p>地域包括支援センターの案内パンフレットや、認知症(疑われる症状含む)の支援体制等を記載したガイドブックである認知症ケアパスを発行した。</p> <p>【介護保険課】</p> <p>介護保険をはじめとする高齢者保健福祉施策に関する情報について、高齢者サービスの手引きやパンフレットなどを発行した。外国人への情報提供の際、大阪府が発行する外国語版の介護保険制度のパンフレットを用意し、活用した。</p>

番号	122
所管課	障害福祉室
取り組み名	地域活動支援センター事業
アクションプログラムの取り組み内容	障害者が地域で自立した生活を営めるよう、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、障害者の地域生活に必要な相談や情報提供を行う。
取り組み実績	基幹相談支援センター(3か所)及び障害者相談支援センター(3か所)では、障害者等からサービスの利用援助や専門機関等の情報提供等について9,355件の相談があった。また、地域活動支援センター(8か所)が講習会等を実施した(参加者述べ42,632人)。

番号	123
所管課	子育て運営課、児童生徒支援室
取り組み名	保育所(園)等及び学校園における障害に関する相談
アクションプログラムの取り組み内容	障害児相談、巡回相談などを通じ、障害や発達に応じた専門的な保育、療養、教育的支援を行う。
取り組み実績	<p><b>【子育て運営課】</b>            保育所(園)における巡回相談や保育相談、児童発達支援センターにおける発達相談では、性別に関わりなく、発達と障害の状況に応じた相談を行っている。また、できるだけ、保護者が相談に来やすいように、保護者(父親・祖父母も含め)の勤務の都合に合わせて、相談日の日程や時間を設定している。</p> <p><b>【児童生徒支援室】</b>            小学校2校、中学校2校に対し各校年間5回、専門家を派遣し、教職員への指導助言等を行う等、支援教育の充実を図ったほか、市内の公私立幼稚園へ相談員を派遣し、教職員や保護者に対して相談や指導・助言を行った(285回実施)。また、教育文化センター内に教育相談員(支援担当)を3人配置し、幼児・児童・生徒及びその保護者等からの電話及び面談による支援教育関係の教育相談を行った(1,191件)。</p>

番号	124
所管課	障害福祉室
取り組み名	障害者虐待防止啓発
アクションプログラムの取り組み内容	障害者虐待防止センターが総合的な相談窓口となり早期の相談につなげ、虐待への発展を防止する体制を整備する。また、講座やリーフレットの配布、地域での出前講座、広報ひらかたへの掲載などを通じて障害者虐待防止の啓発を推進する。
取り組み実績	障害者虐待に係る通報、届出、相談等72件に対し、訪問調査や聞き取り、対応方針の会議開催等を行い、虐待防止を図った。※H27(2015)年度は42件。

番号	125
所管課	広報課
取り組み名	高齢者、障害者等に配慮した情報提供
アクションプログラムの取り組み内容	広報ひらかたの点字、録音版、ホームページの音声版など、高齢者、障害者などに配慮した情報提供に努める。
取り組み実績	広報ひらかたの点字、録音版、ホームページの音声版など、高齢者、障害者などに配慮した情報提供を行った。

番号	126
所管課	広報課、人権政策室、文化生涯学習室、関係各課
取り組み名	外国人住民等への生活関連情報等の提供
アクションプログラムの取り組み内容	市民生活関連情報の外国語への翻訳や利用支援を行う。
取り組み実績	<p>【広報課】</p> <p>「市ホームページ」については英語、中国語、韓国・朝鮮語の自動翻訳機能がある。また、文化生涯学習室が中心となって作成している「外国人のための枚方生活ガイド」の校正作業にも関わった。</p> <p>【人権政策室】</p> <p>男女共生フロア・ウィルおよび関係機関の窓口で、DV 相談窓口等を案内する外国語版パンフレット(英語版、韓国・朝鮮語版、中国語版、ポルトガル語版、フィリピン語版、スペイン語版)を配架した。</p> <p>【文化生涯学習室】</p> <p>「外国人のための枚方生活ガイド」を英語・中国語・韓国・朝鮮語・スペイン語・ポルトガル語の5か国語で作成し、市民室や文化国際財団などに設置配布している。また、学校等で母国語での会話や資料が必要な外国籍市民のために、通訳翻訳の依頼を受けている。</p>

番号	127				
所管課	健康総務課				
取り組み名	医療通訳士登録派遣事業				
アクションプログラムの取り組み内容	外国人住民等が安心して市内の医療機関を利用できるように、医療通訳士を養成し、市内の対象医療機関に派遣する。				
取り組み実績	医療通訳士の医療機関への派遣を実施した(中国語 245 件、英語 35 件)。医療通訳士に対するスキルアップ研修(現任研修)を実施した。				
派遣件数	H28(2016)年度				
	280 件				

番号	128
所管課	社会教育課(補助執行:文化生涯学習室)
取り組み名	日本語・多文化共生教室
アクションプログラムの取り組み内容	日本語の読み書きや話すことができないために、日常生活に支障をきたしている市民に、日本語を学び交流する場として、日本語・多文化共生教室「よみかき」を開催する。
取り組み実績	文化生涯学習室が補助執行事業として、各生涯学習市民センターで実施(延べ 2,631 人)。

基本方向（４）男女共同参画の視点に立った防災など地域活動の推進

取り組み概要

- ・ 防災に関する政策及び方針決定過程における、女性の参画を推進します。
- ・ 災害に関する各種対応マニュアルなどについて、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。
- ・ 避難所運営においては、男女双方の参画を推進するとともに、性別によるニーズの違いに配慮した環境整備に努めます。
- ・ 防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に取入れた内容となるよう、工夫します。
- ・ 地域のボランティアやNPOなどによる活動を通じて、地域活動への男女共同参画の推進に取り組みます。

取り組みのまとめ
防災会議の女性委員比率の向上に向けて、意識啓発に努めた。また、避難所運営において、妊産婦など災害弱者への配慮の必要性があることを校区の自主防災組織や市民に対して、会議や講座を通して周知を行った。

番号	129			
所管課	危機管理室			
取り組み名	枚方市防災会議の女性委員比率の向上 [施策番号 133 と関連]			
アクションプログラムの取り組み内容	多様なニーズを防災対策へ反映させるため、枚方市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組む。			
取り組み実績	各団体に委員推薦の依頼文を送付する際、男女共同参画の観点から女性の推薦に配慮することを明記し、女性委員比率の向上に努めた。			
委員の女性比率	H28(2016)年度			
	10.3%			

番号	130			
所管課	危機管理室			
取り組み名	男女共同参画の視点を踏まえた災害対応マニュアルの作成			
アクションプログラムの取り組み内容	男女共同参画の視点を踏まえ、避難所運営マニュアル、自主防災組織活動マニュアルなどの各種対応マニュアルを必要に応じて作成、改訂する。			
取り組み実績	本市が作成している避難所運営マニュアルには、女性用トイレや更衣室の設置、また女性用品の配布など、避難所を運営する上で、女性に配慮するべき事を盛り込んでおり、平成28(2016)年度は新たに改定等は行なわなかった。			

番号	131
所管課	危機管理室
取り組み名	男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営をはじめとした防災体制の強化
アクションプログラムの取り組み内容	校区自主防災組織が中心となつて行う避難所運営において男女双方の参画を推進し、性別、年齢、障害の有無などに応じた多様なニーズに配慮した安心、安全な避難所運営を行うため、平常時から地域防災推進員の育成や防災訓練を行うなど、性別を問わず、防災に対する知識を有する人材育成に努め、体制強化を図る。
取り組み実績	各校区の自主防災組織が集まるネットワーク会議で、避難所運営において妊産婦等、配慮を要する方の居住空間の確保等について意見交換が行なわれ、女性の地域防災推進員が避難所運営マニュアルづくり等に積極的に参画できる事が望ましいとの提案があった。各コミュニティに選出の依頼文を送付する際、男女共同参画の観点から女性の推薦に配慮することを明記し、周知している。 ※男女別推進員数(平成28(2016)年度末現在)…男性556人、女性64人

番号	132
所管課	市民活動課
取り組み名	地域活動への男女双方の参画の促進
アクションプログラムの取り組み内容	多様な視点を取り入れて地域力を強化するため、地域のボランティアやNPOなどによる地域活動においては、男女双方の参画の必要性を踏まえ、その啓発に取り組む。
取り組み実績	(特活)ひらかた市民活動支援センター主催で「みんなの防災～災害弱者について考える」をテーマに、災害弱者に必要なもの等を参加者で考える機会を設けた。災害弱者としては、妊婦をはじめとする女性に必要な支援についても含んでおり、性別による固定概念にとらわれた役割分担ではなく、女性、男性それぞれの特性を踏まえて、意見交換を行った。

## 基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備

### 基本方向(1) 政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進

#### 取り組み概要

- ・ 市の審議会等の委員に占める女性委員数の比率については、全体比率ではなく、審議会ごとに目標を35.0%以上とし、すべての審議会等で、どちらかの性に偏ることのない構成を達成できるように取り組みます。
- ・ 市職員の採用については、これまでと同様、性別によることなく能力実証に基づき行うとともに、男女別構成のバランスを図るため、さらなる職域の拡大、研修などの必要な支援を行うことにより、能力開発に積極的に取り組みます。
- ・ 市や教育機関等の管理職における女性割合の上昇のため、登用拡大に積極的に取り組みます。

取り組みのまとめ
女性委員比率が35%以上の審議会の割合は、50.8%と昨年度より1.7ポイント減少した。管理職の女性比率は昨年度とほぼ横ばいであった。委員の選定時の配慮や、能力開発に向けた研修の実施等にさらに努め、男女共同参画を促進する。

番号	133			
所管課	全課			
取り組み名	審議会の女性委員数比率の向上			
アクションプログラムの取り組み内容	すべての審議会等の女性委員比率が 35.0%以上となるように取り組み、どちらかの性に偏ることのない構成の達成を目指す。			
取り組み実績	法令等により設置された審議会を所管する課において、目標達成に努めた。各団体等に委員推薦を依頼する際に男女共同参画の観点から、推薦基準に女性委員の構成割合について配慮することを明記するなどの取り組みを行った。			
女性比率 35%達成率(全体の女性委員比率)※年度末現在	H28(2016)年度			
	50.8%			

番号	134			
所管課	人事課			
取り組み名	職員の能力開発			
アクションプログラムの取り組み内容	市職員の男女構成のバランスを図るため、職域の拡大、能力開発に取り組む。			
取り組み実績	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画において、女性採用試験申込者の割合を平成 30(2018)年度に 40%(事務職)、20%(技術職)を目標と設定し、採用セミナーや HP において、本市が女性にとってやりがいを持って働くことのできる「魅力ある職場」であることを PR した。 平成 28(2016)年度職員採用試験女性申込者の割合 : 37.6%(事務職)、11.4%(技術職)			

番号	135			
所管課	人事課			
取り組み名	管理職に占める女性職員数の比率の向上			
アクションプログラムの取り組み内容	多様な視点を施策構築等に活かすため、市政の方針の決定に重要な役割を担う管理職への女性職員の登用をさらに推進し、市民サービスの維持、向上を図る。			
取り組み実績	平成 32(2020)年度までに少なくとも 30%程度という目標の達成に向けて、「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」に基づき、研修の実施やロールモデルの提示等を行い、女性職員の登用拡大に努めた。			
管理職の女性比率(4月1日現在)	H28(2016)年度			
	21.6%			

番号	136			
所管課	教職員課			
取り組み名	学校における方針決定の場への女性参画の促進 [再掲 19]			
アクションプログラムの取り組み内容	学校運営において、女性管理職の割合の増加及び首席、主任への積極的な活用など、学校における方針決定の場への女性の参画を促進する。			
取り組み実績	平成 28(2016)年度教職員の人事異動において、女性管理職としては小学校の校長に 1 人、教頭に 2 人、中学校の教頭に 1 人任用された。その結果小中学校における女性管理職は以下のとおりとなる。 小学校 45 校中、校長 9 人・教頭 12 人 中学校 19 校中、校長 1 人・教頭 2 人 今後も方針決定の場への女性参画を促進するよう、校長会や教頭会での説明、指導主事による各学校へのヒアリングなどを通じて働きかけをおこなっていく。			
管理職の女性比率 (4 月 1 日現在)	H28(2016)年度			
	22.6%			

## 基本方向（2）男女共同参画の視点に立った施策展開

### 取り組み概要

- ・ 枚方市男女共同参画計画の具体的な取り組みを定めた、枚方市男女共同参画計画アクションプログラムを策定し、計画の適切な進行管理を行うとともに、進捗状況を公表し、男女共同参画の視点に立った施策を着実に推進します。
- ・ 施策の策定にあたって、男女共同参画の視点から点検します。
- ・ 施策の実施にあたって、男女共同参画の視点に立った企画、運用を行います。

取り組みのまとめ
男女共同参画の推進および浸透を図るために、各課の男女共同参画担当者への研修を行った。また、男女共同参画計画アクションプログラムを通して、各課の事務事業を男女共同参画の視点から点検を行った。

番号	137			
所管課	人権政策室			
取り組み名	枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの策定と進行管理			
アクションプログラムの取り組み内容	枚方市男女共同参画計画アクションプログラムを策定し、枚方市男女共同参画計画に基づく施策を推進する。毎年度、進捗状況を公表する。			
取り組み実績	平成 28(2016)年度を始期とする第 3 次枚方市男女共同参画計画のアクションプログラムを策定し、各施策における男女共同参画の視点について、全課に周知を図った。また、第 2 次同計画アクションプログラムの進捗状況の確認を全課に依頼し、各施策への男女共同参画の視点の反映について確認した。			

番号	138
所管課	人権政策室
取り組み名	男女共同参画推進本部幹事及び推進担当者研修
アクションプログラムの取り組み内容	職場における男女共同参画への理解を促進し、男女共同参画の視点に立った施策を着実に推進するため、男女共同参画推進本部幹事(各部総務担当課長)及び全課に配置している男女共同参画推進担当者への研修を行う。
取り組み実績	人事課と共催し、男女共同参画推進担当幹事および担当者への研修を実施した。 テーマ:「枚方市の男女共同参画を進めるために～第3次枚方市男女共同参画計画、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画について」(103人)

番号	139
所管課	全課
取り組み名	男女共同参画の視点に立った施策の点検と実施
アクションプログラムの取り組み内容	施策の実施にあたって、性別にかかわらず利用しやすいものであるか、その効果が性別によって偏らないかを検討する。性別によって違いのある施策については、違いが適正であるかの確認を行う。
取り組み実績	各課において、施策の策定や実施に際し、課内の担当ごとに男性・女性職員が共に携わることができるよう、男女共同参画の視点に立ったチーム編成を行うなど、性別にかかわらず利用しやすいものであるよう配慮し、その効果が性別によって偏らないかを検討した。性別により違いがあるものについては、男女共同参画の視点から適正であるかの確認を行った。

番号	140
所管課	全課
取り組み名	性別記入欄の必要性の確認
アクションプログラムの取り組み内容	市の申請書や証明書などの性別記入欄について、法的な根拠や行政手続き上の支障がない場合は、不必要な性別欄を設けることがないよう確認する。
取り組み実績	各種申請書や証明書等の様式を作成する際や、現在使用している様式について、行政手続き上支障をきたすことがない範囲で性別欄の必要性について検討したり、性別欄があっても記入を強要せずに運用するなどの確認点検を行った。

### 基本方向(3) 関係機関や市民団体等との連携強化

#### 取り組み概要

- 男女共同参画を推進するための施策を効果的に展開するため、関係機関等との連携を図りながら取り組みを進めます。

取り組みのまとめ
近隣自治体、大阪府、市民団体等との連携を図り、各施策のより効果的な推進に努めた。

番号	141
所管課	人権政策室
取り組み名	市民参画型啓発事業 [再掲3]
アクションプログラムの取り組み内容	市民、市民団体等の視点やアイデアを取り入れた事業を通して、幅広い市民の男女共同参画意識の醸成を図る。
取り組み実績	市と市民による実行委員会により企画・運営を行うウィル・フェスタにおいて、男女共同参画に関するコンサート・映画会のほか市民団体・個人による展示や講座を行い、市民が男女共同参画について主体的に考える場とした。 ウィルdeインストラクター(市民の活動発表・講座)参加団体 6組 ウィル de オーナー(市民による展示)参加団体 8組

番号	142
所管課	人権政策室
取り組み名	関係機関等との連携
アクションプログラムの取り組み内容	国、大阪府、その他の関係機関との情報交換及び連携を強化する。
取り組み実績	枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議実務担当者会議(3回、研修1回)、中北河内ブロック男女共同参画施策担当者連絡協議会(加盟10市・1回)、京阪奈DV被害者支援連絡会(加盟6市・1回)、大阪府内女性施設連絡会(加盟15市・1回)を開催、参加し、施策ごとに近隣市の関係機関や部署との連携を図った。

#### 基本方向(4) 意見等の申出及び人権侵害相談体制の充実

##### 取り組み概要

- ・ 安心して申出や相談ができる環境の整備に向けて、制度の周知を図るとともに、相談体制の充実に取り組みます。

取り組みのまとめ	男女共同参画に関する意見・相談等の申出制度において、男女共同参画推進施策などについての意見・苦情等と、性別を理由とする人権侵害などの相談体制を整備し、ホームページで周知を図っている。
----------	---

番号	143
所管課	人権政策室
取り組み名	男女共同参画に関する意見等の申出制度
アクションプログラムの取り組み内容	市の男女共同参画推進施策などに関する意見及び性別を理由とする人権侵害などの相談についての申出制度について、相談窓口の整備及び周知を図る。
取り組み実績	男女共同参画に関する意見・相談等の申出制度において、男女共同参画推進施策などについての意見・苦情等と、性別を理由とする人権侵害などの相談体制を整備し、ホームページで周知を図った。申出件数0件。

## 枚方市男女共同参画推進審議会の見解

## 枚方市男女共同参画推進審議会の意見

平成 28（2016）年度第 3 次枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの進捗状況について、枚方市男女共同参画推進審議会の意見を取りまとめたものです。

### 基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

基本方向（1） 男女共同参画への理解の促進

基本方向（2） 子どもの頃からの男女共同参画の推進

基本方向（3） 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上

#### 審議会の意見

基本方向（1）

・男女共生フロア・ウィルの周知については、他市の先行事例を参考に、フェイスブックやツイッターなどのSNSを有効に活用してもらいたい。

基本方向（2）

・母親が働いておらず、子どもが幼稚園に通う家庭では特に「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が日常化しやすいため、幼稚園での教育活動の中で意識的に取り組んでいただきたい。

### 基本目標 2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

基本方向（1） 男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり

基本方向（2） 暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進

基本方向（3） 被害者支援体制の充実

#### 審議会の意見

基本方向（3）

・性被害にあった被害者は速やかに対応する必要がある。現在枚方市に専門の相談機関はないが、性暴力救援センター・大阪（SACHICO）、市内医療機関や警察などと積極的に連携して被害者の負担を軽減できるように取り組むことができないか。

### 基本目標 3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり

基本方向（１） 子育てと介護への支援

基本方向（２） 就業、起業、再就業への支援

基本方向（３） 雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保

基本方向（４） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解の促進

#### 審議会の意見

##### 基本方向（１）

・待機児童解消の取り組みや病児保育、中学生までの医療費助成など、他市に比べても充実した取り組みであるので、継続してもらいたい。

##### 基本方向（２）

・商工の担当部署とともに直接企業に赴き、接点をつくることで、企業の事情も把握でき、こちらの情報提供や啓発活動がスムーズに行えるのではないかな。

##### 基本方向（３）

・働く女性はいまだ嘱託や派遣など非正規が多く有期雇用のため経済的にも不安定である。労働に関する取り組みは市でできることには限界があるが、このしくみが変わらなければ男女が対等になることはない。

### 基本目標 4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

基本方向（１） 生涯を通じた男女の健康保持と増進への支援

基本方向（２） ひとり親家庭等への支援

基本方向（３） 高齢者、障害者、外国人住民等への支援

基本方向（４） 男女共同参画の視点に立った防災など地域活動の推進

#### 審議会の意見

##### 基本方向（２）

・低所得者層に対する家賃補助など、住宅支援をさらに進めてもらいたい。それにより枚方市は京都と大阪への通勤にも便利な土地であるため、効果的な広報を行えば定住促進につながるのではないかな。

・「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の利用世帯が少ないのは、制度自体が知られていないのでは。ひとり親にとって大変役立つサービスであるので、必要な人が利用できるよう、より一層周知に取り組んでいただきたい。

#### 基本方向（４）

・行政の手が届かない点にこそNPOとの協働が有効。行政はNPOが利用者に対して安定したサービスの提供が行えるよう支援してもらいたい。

### 基本目標 5 男女共同参画の仕組みづくりを推進する

基本方向（１） 政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進

基本方向（２） 男女共同参画の視点に立った施策展開

基本方向（３） 関係機関や市民団体等との連携強化

基本方向（４） 意見等の申出及び人権侵害相談体制の充実

#### 審議会の意見

#### 基本方向（２）

・性別記入欄の必要性について確認するとともに、様々な場面で多様性を意識し、マイノリティへの配慮を行って欲しい。たとえば、ユニバーサルデザインのトイレの設置など、ハード面の対応も検討してもらいたい。

・LGBT<sup>17</sup>という表現では性の多様性を網羅できないという意見もあり、性的マイノリティについての理解や取組みは日々進んでいる。市職員にはまず研修などで現状を理解してもらい、窓口対応などに役立ててもらいたい。

<sup>17</sup> Lesbian（レズビアン）：女性の同性愛者、Gay（ゲイ）：男性の同性愛者、Bisexual（バイセクシュアル）：両性愛者、Transgender（トランスジェンダー）：からだの性と心の性の不一致の人、これらの頭文字を取った、性のあり方の少数者（マイノリティ）の総称。

平成 28（2016）年度  
第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム進捗状況

発行 平成 30（2018）年1月  
事務局 枚方市市長公室人権政策室男女共同参画担当  
住所：〒573-0032 枚方市岡東町 12 番 3 号  
電話：050-7102-3239／ファクス：072-843-5637